

予算特別委員会記録

○開催日 令和7年3月13日 午前9時30分～午後3時45分

○場所 議場

○出席委員

4番 上 迫 正 幸 委員長	3番 辻 本 貴 志 副委員長
2番 下 竹 芳 郎 委員	5番 水 野 正 子 委員
6番 立 石 幸 徳 委員	7番 豊 留 榮 子 委員
8番 眞 茅 弘 美 委員	9番 禰 占 通 男 委員
10番 平 田 る り 子 委員	11番 橋 口 洋 一 委員
12番 吉 嶺 周 作 委員	議長 永 野 慶 一 郎

【議 題】

議案第17号 令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

議案第18号 令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 令和7年度枕崎市介護保険特別会計予算

議案第20号 令和7年度枕崎市立病院事業会計予算

議案第21号 令和7年度枕崎市水道事業会計予算

議案第22号 令和7年度枕崎市公共下水道事業会計予算

【審査結果】

議案第17号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第18号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第19号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第20号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第21号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第22号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

△議案第17号 令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

△議案第18号 令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（上迫正幸） 予算特別委員会を再開いたします。

本日から、特別会計及び企業会計の審査に入ります。

まず、議案第17号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び議案第18号令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（平塚孝三） 議案第17号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明いたします。

予算書末尾の説明資料を御覧ください。

令和7年度の予算総額は、31億5,811万3,000円で、前年度当初予算と比較して1億8,751万円、5.6%の減となっています。

歳出の主なものにつきまして、概略を御説明いたします。

総務費につきましては、事務的経費として、総務管理費1,609万2,000円、徴税費933万7,000円、運営協議会費15万1,000円、それぞれ計上いたしました。

保険給付費につきましては、予算総額の約75.9%、23億9,807万6,000円を計上いたしました。

保険給付費総額から審査支払手数料、出産育児諸費及び葬祭諸費を除いた額につきましては、歳入の(2)県支出金①県補助金ア保険給付費等交付金の普通交付金と同額を計上しています。

療養給付費、療養費、高額療養費、移送費のそれぞれの額につきましては、普通交付金の額を基に、各費目の本市の過去の給付実績等により、案分し計上しています。

出産育児諸費につきましては、実績を考慮いたしまして9件分450万円と審査支払手数料2,000円の合計450万2,000円、葬祭諸費につきましては、65件分の130万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、予算総額の約21.7%、6億8,640万6,000円を計上いたしました。

国民健康保険事業費納付金の金額につきましては、県が運営方針に基づき算出したものであり、内訳といたしましては、医療給付費分4億9,749万3,000円、後期高齢者支援金等分1億4,620万4,000円、介護納付金分4,270万9,000円となっています。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費1,880万6,000円、人間ドック、がん検診補助、糖尿病重症化予防事業、重複・頻回受診者への訪問指導のほか、人工知能等を活用した特定健診受診勧奨委託事業等に要する経費として、2,578万5,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、20万円を計上し、諸支出金につきましては、226万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

国保税につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

県支出金の保険給付費等交付金につきましては、普通交付金と特別交付金を合計して、予算総額の約77.6%、24億4,997万5,000円を計上いたしました。内訳は、審査支払手数料、出産育児諸費及び葬祭諸費を除く保険給付費の財源となる普通交付金といたしまして、23億8,560万円を計上いたしました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分1,184万5,000円、特別調整交付金分4,021万9,000円を含む6,437万5,000円を計上いたしました。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分1億0,831万9,000円と保険者支

援分5,217万6,000円、未就学児均等割保険料63万3,000円、職員給与費等2,509万円、産前産後保険料8万6,000円、出産育児一時金等300万円、財政安定化支援事業5,309万円、その他一般会計繰入金5,607万1,000円の合計で、2億9,846万5,000円を計上いたしました。

諸収入につきましては、第三者納付金300万円などの合計で、402万7,000円を計上いたしました。

○**税務課長（鮫島眞一）** 私のほうからは、国民健康保険税について御説明いたします。

同じく予算書末尾の説明資料を御覧ください。

令和7年度の国民健康保険税は、総額4億0,539万1,000円を計上しました。

これは、令和6年度の当初予算3億7,316万1,000円に対して、3,223万円の増、割合にして約8.6%の増となっています。

初めに、被保険者数見込みについて申し上げます。

被保険者数は、令和6年度当初で4,738人と見込んだのに対し、令和7年度当初はマイナス3.5%、166人減の4,572人と見込みました。

続いて、調定額の算定に際しての基本的な考え方について申し上げます。

内閣府の月例経済報告等、全国的な景気動向等は、一般会計当初予算で財政課長が説明しておりますので、省略いたします。

現年課税分調定の1人当たり保険料は、直近実績の令和7年1月末賦課状況調書による1人当たり保険料を引用して調定額を算出しております。

これによると、令和6年度当初予算編成時の調定予測を加入者数で除した1人当たり保険料7万9,595円に対し、令和6年度補正後予算における調定予想を加入者数で除した1人当たり保険料は8万6,424円であり、令和7年度当初予算編成時の調定予測を加入者数で除した1人当たり保険料は、8万9,635円となっています。

令和6年度補正後予算と令和7年度当初予算においての1人当たり予想保険料を比較しますと、3.7%、3,211円の増となっています。

なお、当初予算ベースで比較した場合には、税率改定（案）分の影響に加え、令和6年度補正予算においての増額影響分も含まれております。

現年課税分調定について申し上げます。

現年課税分調定は、令和6年度当初予算の3億7,712万円に対し、8.7%、3,269万2,000円増の4億0,981万2,000円と見込みました。

滞納繰越分調定について申し上げます。

滞納繰越分調定は、令和6年度当初の3,268万円に対し、21.6%増、706万2,000円増の3,974万2,000円と見込みました。

収納率について申し上げます。

令和7年度の現年課税分普通徴収収納率は、令和6年度当初見込みの96.0%に対し、税率改定の影響も考慮し、医療給付費分、後期高齢者支援金分は0.1ポイント低い95.9%、介護納付金分は令和5年度の実績も考慮し、3ポイント低い93.0%で見込みました。

滞納繰越分収納率は、令和6年度当初見込みの25.0%に対し、同率の25.0%で見込みました。

現年分予算計上額について申し上げます。

ここまで申し上げてきた要因から、国民健康保険税の現年課税分は3億9,545万6,000円を計上しました。

これは、令和6年度当初3億6,499万1,000円と比較すると、8.3%、3,046万5,000円増となります。

滞納繰越分予算計上額について申し上げます。

滞納繰越分は993万5,000円を計上しました。

これは、令和6年度当初817万円と比較すると、21.6%増、176万5,000円増となります。

以上の要素から、冒頭申し上げましたとおり、令和7年度の国民健康保険税は、総額4億0,539万1,000円を計上したものでございます。

国民健康保険税については、以上でございます。

○健康課長（平塚孝三） 以上、概略を説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

引き続きまして、議案第18号令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明いたします。

予算書末尾の説明資料を御覧ください。

令和7年度の予算総額は4億5,923万6,000円で、前年度当初予算と比較して、1,258万1,000円、2.8%の増になります。

歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、事務的経費といたしまして、総務管理費、徴収費の合計で、505万6,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料3億2,365万円、保険料を軽減した分の財源補填として、保険基盤安定負担金1億3,005万円及び延滞金5万円の合計で、4億5,375万円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、保険料還付金30万円、還付加算金3万円の合計で、33万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

6ページをお開きください。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金511万9,000円、保険料を軽減した分の財源補填として、保険基盤安定繰入金を負担金と同額の1億3,005万円を計上いたしました。

○税務課長（鮫島眞一） 後期高齢者医療保険料について説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。

令和7年度の後期高齢者医療保険料は、3億2,365万円を計上しました。

これは前年度の当初予算と比較して938万6,000円の増となっています。

保険料の内訳としては、特別徴収保険料2億1,648万4,000円、普通徴収保険料1億0,716万6,000円の合計で3億2,365万円となっています。

これは、予算書末尾に記載してあります後期高齢者医療広域連合納付金の被保険者保険料分の金額(2)、①と同額となっています。

保険料については以上です。

○健康課長（平塚孝三） 以上、概略を説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いします。

○2番（下竹芳郎） 予算書の4ページ、5ページですけれども、歳入の国保税は保険税率の改定も影響しているということですが、そこで、歳出、保険給付費が1億2,700万円ほど減額していますよね。それは何でそうなんですか。

○健康課長（平塚孝三） 保険給付費の減につきましては、被保険者数の減少による要因が大きいところですよ。

先ほど税務課長のほうで被保険者の見込みを166人ということで、減少するというので、医療費につきましては、1人当たり57万円程度の数字が出ております。そういった被保険者数の減少が大きな要因になっているところですよ。

○2番（下竹芳郎） 被保険者が少なくなったということで、減少ということですね。それで、施政方針の中で、保険税率を令和9年度に二次医療圏ごとに統一するっていうのがあるんですが、これはもう予定じゃなくて確実になるんですかね。

○健康課長（平塚孝三） 県の国民健康保険の運営方針に基づきまして、令和15年度以降に完全統一を目指すということで掲げております。完全統一というのは、県内どこに住んでいても同じ所得水準であれば同じ保険税を負担していただいて、医療の提供を受けるというそういった方針ですけれども、令和9年度の二次医療圏内の保険料水準の統一ということで、二次医療圏の圏域というのが枕崎市、南さつま市、南九州市、指宿市の4市ですが、必ずしも4市の保険税を統一するというだけでなく、事業費納付金を算定する医療費指数を二次医療圏内で統一するという方針が令和9年度を目途として掲げているところでございます。

○2番（下竹芳郎） その医療費指数というのはどういう数字なんですかね。

○健康課長（平塚孝三） 平均を1としたときに、その市町村の医療費指数が高いということはそれだけ医療費が高いということです。それが、枕崎市は、令和7年度の医療費指数が1.2444と。まだ桁数はたくさんあるんですけども1.2444。指宿市が1.1872、南さつま市が1.3079、南九州市が1.2325、今、それぞれの市町村の医療費指数を使って納付金算定していると。医療費指数が高くなると、納付金の額が上がっていくというようなシステムです。

二次医療圏の統一ということで、この4市の平均を使っていくっていうのが令和9年度の方針でございます。ちなみに19市の順位ですけれども、枕崎市は5位になっています。上から5番目の医療費指数として、指宿市が12位、南さつま市が2位、南九州市が7位というような、これ19市の順位ですけれどもそういった医療費指数の値になっているところです。

○2番（下竹芳郎） さっき説明であった、さらにその先の全域における保険税統一というのは、令和15年にするっていうことでいいんですか。

○健康課長（平塚孝三） 令和15年というのは、県の運営方針の中では、保険料水準の統一ということで、今の方針の中では、必ずしも43市町村同じ保険料率の設定という明記はされておられません。医療費指数を一つにするというのが15年度を目途です。完全統一につきましては、15年度以降に設定するというような方針になっているところです。

○2番（下竹芳郎） 国保の運営もなかなか厳しいんですが、保険税率を上げるのも限界に来ていると思うんですよ。来年から新設される健康・こども課と税務課でタッグを組んで、毎年言っているんですが、健全な国保会計の運営をお願いします。

○11番（橋口洋一） 今御説明がありました医療費指数に関して、これは南さつま市が1.3台で非常に高かったところですが、これは医療機関が多いとか、そういったことも影響してくる話になりますか。それとも、病院によくかかるということが影響してくるものなんですか。

○健康課長（平塚孝三） 1人当たりの医療費が高くなるということは、高度な医療機関があれば、当然、その医療費は高くなる、医療資源が豊かであるかどうかによっても、医療費指数には影響するというふうには感じています。

というのが、離島等につきましては、医療資源が少ないということで、医療費指数が低い傾向にあるところです。

○11番（橋口洋一） そうすると、令和9年度には二次医療圏の統一ということで、おおむねこの地域については、医療機関の状況は同じような感じかなとは思っているところですが、その先に、今言われた離島であるとか、そういったところも同一の所得であれば、同一の保険料であるというところまで持ってくるのは、非常に難しい話じゃないかなと今思ったところですけども、これはもうそういう方向で動かざるを得ないということなんですかね。

○健康課長（平塚孝三） 国の方針も、それぞれの県でそういった完全統一に向けてということで取組をするようになされているところです。

先ほども説明いたしましたけれども、鹿児島県においては離島を抱えているというところで、医療指数の格差が大きいというのが、統一に向けての議論が進んでないというか、遠いところに目標があるというふうに思っているところです。

○5番（水野正子） この国保税の滞納金額は993万5,000円でいいんですか、滞納の分。滞納者は何人いるんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 国民健康保険税の滞納者の人数につきましては、令和5年度の決算になりますが、201名になっております。

○5番（水野正子） この滞納者の所得はどのくらいの方が一番滞納されているのが多いのか、お聞かせください。

○税務課長（鮫島眞一） 同じく令和5年度の決算の数字になりますが、税務課で滞納になった方々の所得状況の分析も行っておりまして、201名の中で、滞納の多い人数の所得階層としましては、所得で50万円から120万円までの方が21.4%でございまして、この階層の方が一番多いという形になっております。

○5番（水野正子） 50万円から120万円の所得の方は6期払うんですよね。その全額で幾らぐらいの国保の支払いになるんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 50万円から120万円までの所得階層の方の滞納金額は、総額では把握はできておりませんが、1人当たりの滞納額は統計処理を行っておりまして、約13万1,000円となっております。賦課額については、統計処理を行っておりませんので、現在資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

○5番（水野正子） この滞納者にはどのように支払ってもらうように働きかけているのかお聞かせください。

○税務課長（鮫島眞一） 国保税、市税にかかわらず、納期までに納付されなかった場合には、20日以内に督促状を発送することとなっております。督促状を発送した後、納付がされなかった場合は、御本人と直接連絡もしくは臨戸等の訪問をしまして、接触を図ります。その中で、納税についての意思確認等を行うような形になります。それにおいても納付がされない場合は、納税相談をさらに強化しまして、どういう考え方を持っているのか、経済状況、そのあたりも聞き取って、その方々、いろいろなケースがあると思いますので、その状況において納付と一緒に取り組んでいくという形になります。

あと、経済力がある場合は、当然のことですけれども、法に基づいた滞納処分を行っていくというような仕組みになっております。

○5番（水野正子） 滞納して、一括で払ってというのは所得が50万円から120万円の方にとってはすごく大変かなと思うんですけど、市民の方でもパートで働いている人は、月収がひとり暮らしだけで8万円だという話を聞いたことがあって、そういう方々は本当大変だなと思うんですけど、今後、その分割払いとかで負担なく払えるような方法が何かあればなどは思うんですけど、難しいことですね。

○税務課長（鮫島眞一） 今、分割払いの御質問がありました。

制度的にも分納制度がございまして、2か月に1回であれば、やはり納付のない月は少しゆっくりになっても、納付月はなかなか支払いが大変という状況もございまして、あとそれぞれの皆さんの収入の状況も均等とは限りませんので、そのあたりはやはり納税義務者の方と、納税相談の中で一番よりよい方法で分納をしていただいて、納税誓約を取って納付をしていただくような形で行っております。

○9番（禰占通男） 今、質問がありましたけど、50万円から120万円の階層の方、それから今言ったように、この保険料を払うとなると、1人当たり今13万円で計算した場合、今課長おっしゃったように、これ生活できるんですか。私は難しいと思うんですけど、どうなんでしょう。

○**税務課長（鮫島眞一）** 先ほど申し上げました所得階層の方の13万円につきましては、その階層の方々に、13万円を国民健康保険税を賦課しているのではなくて、先ほど全体数で201名というふうに申し上げましたその中で、その階層の方々が一番多いと。その方々のお支払いをいただいていない、単年度、もしくは複数年度の部分になるかと思えますけれども、その未納の分が13万1,000円ほどということになりますので、1年分の国民健康保険税が13万1,000円というわけではございません。

○**9番（禰占通男）** ちょっと国保から離れるかもしれませんが、質疑があったように、結局、中には本当に保護に頼らないで何とかしようという人が結構多いんですね。まあ言えばプライドということですね。私はそこは大事にしてもらいたいと思うんですけど、やはりその軽減、そういった面も私は本当に取り組むべきかなと思って。何でかという、もう本当に格差が広がっているような、改善すればいいんだけど、かえって深くなってくるような感じなので、できる限りの何か対応をお願いしておきます。

○**6番（立石幸徳）** 今月5日に総務文教委員会では、税率改正の条例の審査をしたんですけどね。まず、幾つかちょっと積み残し、総務文教委員会ではもう条例自体の審査は終わったんですけども。まだ問題点、その辺、積み残しがありますので。

最初に、総務文教委員会的时候、資料としてA4判10ページぐらいの資料、これは全委員に配付されているんですか。委員会以外の産業厚生委員会の人たちももう配付済みですか。資料を基に質疑をしますので、一応確認をしたいんですけど。——確認できましたが、今日の予算のほうの健康課長あるいは税務課長の説明で、総務文教委員会的时候に保留にしてあった分で、まず本市の1人当たりの国保税、これは7年度で税務課長から8万9,635円、これが1人当たりの7年度の税額になると、この確認でいいんですかね。

○**税務課長（鮫島眞一）** 先ほど申し上げました1人当たりの国民健康保険税額は、今回の7年度予算で計上しました積算から算出した分で8万9,635円という計算になっております。

○**6番（立石幸徳）** そうしますと、この1人当たり税額は新年度ですから、県内他市がどうなるか分かりませんが、この税額は、大体県下19市ではどの辺にくるんですか。

○**税務課長（鮫島眞一）** 国民健康保険税の1人当たりの調定額になろうかと思いますが、こちらについては、鹿児島県で集計を行って、公表を行っております。

現在、公表されている分が、令和5年度分、昨年度分までについて公表がされておまして、そちらの各都市の調定額を収集しまして、本市で位置づけといいますか、どういう状況になっているかというところで確認をしたところです。

令和5年度の時点で、枕崎市の1人当たり調定額の高いほうからの順位でいきますと5番目になっております。あと、今回の額でいった場合には、1つ順位が上がりまして、4番程度になると思っております。ただ、6年度の額の数値が公表されておきませんので、あくまで5年度の公表されている数値を使って当てはめた場合は、そういう順位になろうかと思っております。

○**6番（立石幸徳）** 統計の作業の時間はタイムラグがありますので、それで、もう一方、1人当たり医療費は健康課長から約57万円の医療費っていう説明があったかと思うんですけど、この医療費は、県内の19市あたりではどういった状況になるわけですか。

○**健康課長（平塚孝三）** 県内の国民健康保険の1人当たりの医療費の推移ということで、枕崎市の令和3年度からの推移を説明いたします。

令和3年度は54万6,550円、4年度が54万2,530円、5年度は57万0,475円ということで推移しております。県内19市の順位をつけますと、3年度が高いほうから3番目、4年度は高いほうから5番目、5年度は高いほうからの4番目という推移になっております。4年度、5年度の医療費の増が2万8,000円程度上昇しているという状況にあります。

○**6番（立石幸徳）** 医療費と税額を県内状況を見て、医療費もはっきり言ってワースト5内、

それから税額も、それと相関して高いほうの5位以内に入るとこういうふうに整理できると思うんですよね。

そこで、まだ幾つか整理したいんですけど、今一番国政でも話題になっている高額療養費ですね。これも国保に非常に大きなウエートになっているんですけど、この高額療養費は、県の運営方針ではこれも令和9年度からは共同負担になっていくんですか、二次医療圏の。

○健康課長（平塚孝三） 県の国保の運営方針の中では、高額療養費の共同化っていうのはまだ決定されていないところです。

○6番（立石幸徳） 運営方針には出ているけど、まだ決定がないっていうふうに捉えたらいいんですかね。それから、総務文教委員会でも審査になったその法定外繰入れを令和9年度は赤字解消をせんといかん。県内で9市が法定外繰入れをしていると。9市のどこが繰入れをしているか説明をいただきたいと思います。

○健康課長（平塚孝三） 令和7年度の予算ベースの法定外繰入れということになっておりますので、決算ベースで法定外繰入れが生じるのかどうかというのは確認できていないところですが、19市の調査によりますと、鹿児島市、枕崎市、阿久根市、指宿市、垂水市、曾於市、南さつま市、霧島市、南九州市、19市のうち、この9市が令和7年度予算で法定外繰入れへの措置をしているということで聞いているところです。

○6番（立石幸徳） 7年度予算の、その他一般会計繰入金5,600万、端数は省きますけど、7年度についてはこの部分が法定外繰入れの金額とそういう確認でいいんですかね。

○健康課長（平塚孝三） 予算上は5,600万円程度の法定外繰入れということで措置しておりますけれども、税収の関係、事業費の関係で執行残等もありますので、決算ベースでは圧縮していきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） もちろん圧縮していただきたいんですけどね、一応予算計上されておりますのでね。

あと一、二点ですね、税率の中で均等割部分の子供に対する均等割の軽減といいましょうか、子供に対しての均等割はもう賦課しないというこの方針は、現在は未就学児のみですか。

○税務課長（鮫島眞一） 子供に対する均等割軽減につきましては、未就学児の場合は2分の1軽減となっております。

○6番（立石幸徳） これ国の方針は、大体いつまでに18歳以下の年少者をこの均等割軽減を適用すると、これはもう決定されているんじゃないかと思うんですが、施行はいつからになるんですかね。

○税務課長（鮫島眞一） 令和8年度から開始されます子ども・子育て支援金分については、18歳未満の子供については、均等割の賦課をしないという決定がされているかと思っております。それ以外の医療分、後期高齢者支援分等については、現在のところ、未就学児の2分の1というところで実施が行われておまして、その部分を18歳未満に拡充については、今お答えできる資料をお持ちしておりません。

○6番（立石幸徳） 7年度の税率改定もですけど、私自身が一番懸念するのは、9年度にいろんな状況変化とそれから9年度の赤字解消ですね、この分が幾ら本市国保の税率改正を伴うのかと、そこをやっぱり見通しておかんといかんと思うものですからね、ちょっと将来のことも聞いているんですよ。

それで、大体いろんな確認が取れましたが、総務文教委員会の審査のときですよ、私は極めて大事な資料だったと思うんですけど、税率改定に伴う16通りのシミュレーション、この部分の審査がもう当日出たばかりの資料で、この資料自体を見る暇もないぐらいその日に出された資料ですからね、よく分からない面があったんで、別に条例審査ということではございませんが、この影響をいろいろもうちょっと確認したいんですよ。

それで、このシミュレーションからいくと、まず所得が43万から793万までの16通りに分けてシミュレーションしたんですけど、シミュレーションの中ではそれぞれの所得額の対象者数は出されていない、そういう確認でよろしいんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 今、御質問のありましたこのシミュレーションのそれぞれの家族構成においてのそれぞれの所得階層に何人いらっしゃるかという部分については、捕捉ができていないところですよ。おっしゃるとおりです。

○6番（立石幸徳） ですからこのシミュレーション自体は非常に私は参考にすべきですけど、実際、本市のこの対象者が何人になるかというのは分からないということですよ。

ただ、総務文教委員会的时候説明があった、この途中で二重の縦割りのラインが引かれている、いわゆる293万円ですか。293万円以下の所得の対象者が全体の90%だという説明でしたよね、そこは確認ができています。9割の方が所得43万円から293万円の部分の人ですよ。

それで、このシミュレーションを見ていくと、一番下の欄に引上率を書いてあるわけですよ。この引上率が今度の税率改定でパーセントが大きい方ほど影響が大きくなると、こういう確認でいいですよ。一番高くなるのはどこですか。①から⑤までのシミュレーション、いわゆる3人世帯から1人世帯までやっているんですけど。

○税務課長（鮫島眞一） 今、委員のほうから質疑のありました、引上げ率で一番大きくなるところにつきましては、シミュレーション⑤の1人世帯、世帯主のみ65歳で想定した場合の所得額で言いますと、一番右端から2番目、743万円、課税所得額で700万円の方が8.58%の引上げになるというシミュレーション結果となっております。

○6番（立石幸徳） この方が、その対象者がいるかどうかは確認していないということですけど、この人で一番最高金額ですと現行から6万8,800円の引上げになっていくと。

それで、もう一つ、今度3月に入って年度末に、いわゆる最高限度の限度額引上げ、これも例年そんなに対象者はいないんですけど、ただ今度もまた全体で3万円ぐらいですよ、医療分、後期分、介護分、3つを合わせて3万円ぐらい上がるんですかね、その分を正確にちょっと説明をいただきたいんですけど。

○税務課長（鮫島眞一） 今、委員がおっしゃいましたとおり、国民健康保険税の最高限度額についても、国のほうで3万円を引き上げまして、106万円から109万円になることが決定しております。現在、国会のほうで審議は進められているところです。

地方税法の改正になりますので、従前と同様な形で、今議会に提案することが間に合わない状況になるかと思っておりますので、専決処分を行いまして、新年度に入りましてから、しかるべき議会で御承認いただく形になろうかと思っております。

○6番（立石幸徳） 今度の最終本会議で、専決予定っていう説明もあろうかと思うんですけどもね、この3万円の内訳はどうなってきたんですかね。どの部分が幾らとなっておりますか。

○税務課長（鮫島眞一） 今回、総額で106万円から109万円に3万円増額、引上げとなりますが、そちらの分につきましては、内訳としましては、いわゆる基礎課税分、医療分が1万円引上げになりまして、65万円が66万円になります。そして、後期高齢者支援金等分が24万円が2万円引き上がりまして、26万円という形になります。介護納付金分については変更はございません。

○6番（立石幸徳） 介護分の分析なんですけど、まず本市の国保の介護分の対象者というのは何名になっているんですか。40歳から65歳までですかね。

○税務課長（鮫島眞一） 最新の数字ではございませんが、12月時点の数字になります。人数で1,291名になります。

○6番（立石幸徳） 介護分の対象数の推移といいたまいますか、これは分かりませんか、ここ3年ぐらいでいいんですけど。

○税務課長（鮫島眞一） 令和5年度決算における介護納付金分の賦課の人数になります。令和

5年度分は1,658名、令和4年度決算の数値でいきますと1,734名となっております。

○6番（立石幸徳） 先ほど言った1,300名ぐらいから、ここ数年で大体400名以上減っているんですよ。当然、年少者の方が5日にもらった資料でも、もう圧倒的に70歳から74歳の被保険者が34%と一番多いですのね。国保もさま変わりしていくと思うんですよ。もう70歳から74歳と言ったら、後期高齢者はもう目の前ですから。これが抜けていくわけですからね。

それで、要はこの介護納付金の介護分の国保の算定の仕方は、かつてこれが導入されたときに、ちよつと覚えなんですよけど、今どういう算定式になっているんですか、この介護分の試算の仕方。これ全国ベースで決められてくるはずですよ。ちなみにこの試算は、本市ではなく県でこれも決めてくるんですか。

○健康課長（平塚孝三） 県で、先ほど予算の中でお話ししました普通交付金の県全体の給付費から計算していきます。それで、先ほど言いました市町村ごとの医療費指数でありますとか、所得シェア、それと被保数、世帯数シェアということで案分して納付金が示されているところです。

○6番（立石幸徳） この平成30年の国保改革の以前は、本市でこの介護分も自分たちで試算をしておったわけでしょう。県に納付金という形で対応するようになってから、もう県任せですよ、実際その辺の分析がどうなっているかちよつと気がかりなものですから。

というのが、納付金自体が今度の7年度予算は予算書に出ているように金額で6億8,000万円ぐらいですけど、6年度の本市の納付金からするとこれ、6年度が7億5,000万円ぐらいですからね。約9,000万円下がってきているんですけど、納付金の今度は中身ですよ。その3つのどの部分が幾ら下がってきているんですか、医療分、後期分、介護分。

○健康課長（平塚孝三） 予算書の17ページですけれども、それぞれの国民健康保険事業納付金、医療給付費分が、前年と比べて5,525万円の減、後期高齢者支援等分が614万1,000円の減、介護納付金が130万6,000円の減と、前年度比較になりますけれども、この17ページに示していると。

○6番（立石幸徳） ですから、後期分もですけど、介護分の130万円といたら大体前年と似たようなものですよ、言ってみれば。

圧倒的に医療分の5,500万円が下げになってきているわけですから、その辺もきちっと分析してですね、私はいろいろそれぞれの予算項目の実態確認をしておきましたけど、結局は国保税を上げないといけないのかという問題意識を持ってですね、国保財政、市民に被保険者にできるだけ負担が行かないような、やっぱり全体的な取組をしていただきたいと思いますと思うんで、やり方は私はたくさんあると思います、はっきり言って。

ここで予算審査でいろんな保険事業を捕らまえてどうのこうの言う気はないですけども、今、いろんな内容的なものを確認しただけでも、もう高額療養費についても、国民がいろいろ言っていますよ。上げるのであれば、ちゃんとこういうところは節約、いろんなものを取り組んだ。しかし、万やむなく引き上げせざるを得ないというものを示していただかないと、ただ財政的に苦しくなりました、税金上げますっていう説明では、市民がなかなか了解しないと思いますよ。

そういう点ですよ、こういう努力をしましたというところを今後きちっと取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（上迫正幸） まだ質問のある方はちよつと挙手をお願いします。——それではここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時46分 再開

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

○9番（禰占通男） 国保の末尾の資料から。この歳出予算の部分の総務費の中の出産育児諸費が9件と2,000円、これ昨年度と全然変わらないんですけど、どうしてですかね。

○健康課長（平塚孝三） 出産育児一時金につきましては、予算ということで、予定枠として予算措置しているところなんですけれども、3年度が6件、4年度が4件、5年度が4件、6年度が4人を見込んでいますところなんですけれども、枠として9人分を予算措置しているところです。

○9番（禰占通男） それと下のほうの県支出金について、この保険者努力支援分は昨年度とすると500万円減になった原因は何があるんですかね。

○健康課長（平塚孝三） 保険者努力支援分につきましては、取組評価分ということで、今年度の交付予定額を570万9,000円、6年度は1,073万6,000円を計上していたところです。それと、事業費分ということで、ヘルスアップ事業交付予定額を613万6,000円、6年度につきましては568万円を計上しておりました。合わせまして1,184万5,000円で、6年度については1,641万6,000円ということで457万1,000円程度下がっておりますけれども、この評点につきましては、法定外繰入れをしているかどうかというの、評点の一部になっておまして、昨年度、法定外繰入れが令和4年度は1,000万円で、5年度は4,000万円ということで法定外繰入れが上がったということで、評価点数が下がったのも要因となっているところです。

○9番（禰占通男） 法定外繰入れをしたから保険者努力分は減ると、私が記憶にないのか初めて聞いたみたいな感じなんだけど。そしたら、今7年度分を審査しているんだけど、また決算で法定外繰入れをしなければならなかった場合、これ以上に下がるということですか。また次年度はどうなんですか。

○健康課長（平塚孝三） 今回の減の要因につきましては、4年度と5年度を比較しまして、繰入れ相当額が増えたというのが要因でありまして、そこを圧縮していけばまた評価点数は維持なり、また点数の増点等もあり、それは保険者努力支援分につきましては県全体の取組ですので、例えば何かの評価が上がった、ほかの都市部も上がったということになりますと、収入が増加するかというと、そういう効果がない部分はありますけれども、今回の減の要因としましては、法定外繰入額が増加したことによって評点が下がったのが要因の一つになっているということです。

○9番（禰占通男） 被保険者数によって、大分保険者努力支援金分も変わってくると思うんですけど、ちなみに一番多くもらっている市町村は、本市とどのぐらい差があるんですか。

○健康課長（平塚孝三） 今ここに手持ち資料がないので、お答えすることはできません。

○9番（禰占通男） もう一点。この特定健診等についてお伺いしますが、今、保険者努力支援分にも含まれてくるいろんな保健事業ですよ。それについて特定健診の、本市の在り方というのはどうなっているんですか、受診率とかそういった特定健診でいろいろ異常が見つかった場合の対応とか、それに対して保健師も頑張っていると思うんですけど、その対応についてはいろいろありますけど、どうなっているんでしょうか。

○健康課長（平塚孝三） 特定健診の状況について御説明します。

特定健診につきましては、受診率が令和5年は43%でした。6年度は3.0ポイント減の40%程度を見込んでいますところなんです。対象者につきましては3,600人で、受診者数が1,440人ということで見込んでいますところなんです。

今年度におきましては、集団健診を6月25日から7月11日の15日間、地場産業振興センターで行ったところです。個別健診につきましては、令和6年6月1日から令和7年2月28日までに5つの医療機関で個別健診ということで行っております。見込み数で350人が受診、集団健診につきましては、873人受診しているところです。

情報提供ということで、見込み数で217人ということで、前年度を下回るような特定健診の受診率になっているところです。

保健事業の取組につきましては、生活習慣病の早期発見と予防を図るために、先ほどの特定健康診査、特定保健指導などを推進していかなければならないということで考えているところです。

特定健診につきましては、従来から60%を目指しているところなんですけれども、未受診者の勧

奨事業などを実施して受診率を上げていきたい。特定保健指導については、特定健診の結果から抽出されました動機づけの支援とか、積極的な支援が必要とされた方を対象として実施しまして、生活習慣の改善を促して、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、生活習慣病の予防を図っていかないといけないというふうに考えております。

また、脳卒中の要因となる糖尿病でありますとか高血圧、脂質異常などの生活習慣病について、重症化リスクの高い方に対しましては、生活習慣病の予防教室とかの案内、保健指導、栄養指導、運動指導を行うことによって、脳血管疾患とか心疾患、腎機能低下等を予防して、対象者の健康寿命の延伸を図っていかねばならないと考えているところです。

○9番（禰占通男） 先ほども国保の1人当たりの保険料の部分が19市以内で上位のほうと。それにどう取り組むかということの意見もありましたけど、いろいろ見ると、特定健診を生かしたその対応、今、課長からありましたように、いろんなこの生活習慣病に対する取組で、相当なこの医療費の削減を目指して、そして保険料にも反映できるっていうことをいろいろ市町村によって取り組んでいるところが日本全国にもあるみたいですけど、私も議員になったときに、このジェネリック医薬品は絶対効果があると思って、もう辞めてしまった議員と2人で病院の薬局を回っていろいろその使用量を聞いたりしたけど、その頃は薬局もうちは40%とか50%使っていますよって言うけど、そんなことなかった、全然使ってなかったような状況で、今これは国からも推奨されて、今は医者からもジェネリックっていう言葉も聞いたりしますけど、このジェネリック医薬品の使用促進とレセプト点検が効果があると思うんですね。そこが金額的に結びついてくるようなやつなんだけど、今本市はここについてはどのような取組になっているんですか。

○健康課長（平塚孝三） 後発医薬品の使用促進ということで、重複に薬剤が処方されている方を対象に、個別に通知をいたしまして、薬剤師に相談する等の案内を行って、そういった医療費抑制には努めているところです。

○9番（禰占通男） それと今、課長から出ました重複受診とか頻回受診等への対応ということだと思うんですけど、これ同一病名で複数病院にかかっているっていうそういう把握はできているんですか。

○健康課長（平塚孝三） それぞれレセプトということで、こちらには保険請求されてくるんですけども、レセプトの名寄せをすることによりまして、個別の方がどこの病院に行っているとか、どういった処方をされているとか、そういった名寄せで把握はできるところです。

○9番（禰占通男） それで、先ほど課長も言いましたように、生活習慣病、糖尿病とか高血圧症とか脂質、いろいろありますけど、これも保健師が検診を受けたときにいろいろ指導、講話とかやっているみたいだけど、これについて受けた人がどんだけ自覚、取り組まなきゃいけないということが何か見えてこないような気がするんですけど、どうなんですか。

○健康課参事（森智賀） 特定健診を受けた方で、数値に異常があったり、今後、メタボリックシンドロームに移行する可能性がある方を対象に、特定保健指導を実施しているところですが、昨今受診率が下がってきているというか、被保数が減っている部分で受診者数も減っているところではあるんですけど、同じ方たちが受けている場合、やはり毎年同じように対象になるっていう方がいらっちゃって、特定保健指導を勧奨するんですけども、過去に受けたことがあるからとか、あまり改善する意思がないということで、受けない方も多くいらっちゃいます。

ただ、受けていただいた方は3か月、6か月っていう形で保健指導を実施していきますので、改善をされる方もいらっしゃるところです。

あと、以前は結果報告会という形で集まっていたいただいて集団で保健指導をしていたところですが、コロナ以降それをやめましたので、現在、結果相談会という形を取っております、希望する方に予約を取って来ていただいて、栄養士、保健師、歯科衛生士から指導すると、結果の見方などの話をするというところを実施しております、参加者は多くはないんですが、来ていただい

た方には、細かく説明をしてもらってよかったというお声はいただいているところです。

なかなか保健指導っていうか、予防というところが市民の皆さんに伝わらないところではあるんですが、それぞれは今、改善する意思があるとか、半年以内に改善しようと思っているとか、そういった希望のある方に対しての指導はしていきたいと考えておりますので、対象者に対する声かけというのは今後も続けていきたいところです。

○9番（禰占通男） この保健指導ですよ、私は健康センターで1度、県の保健師だったと思うんですけど、夜遅くまで爪ようじで作ってきましたと言って、たしか歯の治療のポケットかなんかを表す部分だったと思うんですけど、テーブルに着いた人みんなに自分で作った爪ようじを配ってですね、そういう本当に実物で自分が作ってきたもので、指導って大事なんだよということですよ。やっぱりそういった実地につながる指導も考えていただけたらと思っております。

それで、日本でこの医療費について取り組んでいるのがほとんどだと思うんですけど、興味深いのは、このレセプトデータによる医療費分析ということで、医療費は高くないが、糖尿病とか高血圧症、高脂血症、患者は2万人ぐらいで人数が多いとここにあるんですけど、だけど人工透析の患者は少ないが、1人当たりの医療費は400万円から600万円かかると。これも四、五年前の資料なんですけど。

やはり先ほども高額医療という言葉が出てきましたけど、この高額医療をどうにか遅らせる方法も必要だよっていうことを書いてあるんですけど、そういった取組はどうなっているんですか。この特定健診とかそういう効果で表れているんでしょうか。

○健康課長（平塚孝三） 9番委員の質疑の前に、先ほどの重複頻回の受診者への訪問指導について御説明しておきます。

訪問指導の対象者につきましては、同一月内に同一の疾病で重複3医療機関の外来受診がある方、または同一月内で同一診療科に多数回、15回以上外来に行った方、適正受診、適正服薬に係る保健指導が必要となる外来受診がある者を対象といたしまして、令和6年度につきましては、訪問人数を100人という計画を立てておりまして、重複受診は43人、頻回受診は53人、重複服薬4人に対して訪問をして、保健指導を行っているところです。

先ほど高額医療の抑制ということでお話がありましたけれども、やはり医療費の抑制につきましては早期発見、早期治療、これは特定健診の受診であったり、人間ドックの受診であったり、今、特定健診のセット検診で胃がん、がん検診等も行っております。

そういったことで早期に発見することで医療費を抑制できると、即ち医療費が落ちるわけではありませんけれども、そういった取組で長いスパンをかけて、先ほども言いましたように、早期発見・早期治療していただいて、医療費を下げていかなければならないのかなというふうには思っているところです。

○9番（禰占通男） 医療費が減るっていうことは、医療関係者にとっては死活問題ですよ。被保険者と保険者はいいけど。結局収入が減るわけですから。もう本当に経営が立ち行かなくなる。先ほどからありましたように被保険者数もどんどん減っていく。そしたら、地元医師会とか歯科医師会、薬剤師会、この3者に本市を入れて4者会議なるものも前からいろいろやっているという努力はしているということ伺っていますけど。こういった場合の関係機関と医師、協力は絶対必要だと思うんですけど、今、保険料が上がってきます。もうちょっと下げたいんですけど、そういう面についてはどうなんですか。

○健康課長（平塚孝三） 各病院の医療行為につきましては、各病院の方針であったり、担当医師であったりの方針に基づきまして、治療計画とか立っていきますので、医療行為に対して、行政から医療費を下げるためにどうかしてくださいといったような意見というのは言えないのかなというふうには感じております。

○9番（禰占通男） 結局、国保が潰れるってことはないと思うんだけど、もうそれが立ち行か

なくなったらこの病院も立ち行かなくなるわけですよ、実際言ったら。

私が一番感心しているのは、諏訪病院の名誉院長なんだけど、もう私と同じぐらいの年だけど、いつも新聞に出るんだけど、あの人の戦後、長野県の高血圧に対しての取組が一番評価されるのかなあと思っています。

それからずっと出るたび、ある程度は読んでいるんですけど、やはりあの人も言ったように、結局もう患者がよくならんと病院も潰れてしまうよというような感じなんだけど。時間もありませんから、何かそこら辺についてはお互いに協力してもらいたいということ。

その特定健診ですけど、私が一番思っている、前から言うんですけど、今もありましたように、特定健診で異常が見つかった人、特定健診を受けなくて異常が見つかって命を落とす方、私はそれ統計を取ってくれていつも言っているんですけど、それは無理なんですかね。

そのデータを今受診率も43%から40%に落ちたということですので、やはりそういうデータで特定健診を受けて異常が見つかって治療したらこんだけ元気になって長らえていますよとか、受けなくて死にましたよという、その区別の差を示すことはできないんですか。

○健康課長（平塚孝三） 今、9番委員から言われたそういった統計を全国的に取っているのかどうかっていうのも……（「いや、ないです」と言う者あり）認識していないところなんですけれども、そういった統計がないということは、統計を取るのが困難であるのかなということと、統計を取ったとしても、どれだけそれが把握できるのかというのが分からないところもあると思いますので、例えばそういった統計を取っているような実例がありましたら、また研究はしてみたいと思います。

○9番（禰占通男） 実例として私の知り合いが、私より若い人が健康診断を受けなくて何人か亡くなっているんですよ。もう簡単に見つかったときは手後れ。どっか3か月か半年間ぐらいで。それまでは元気ですよ、ばりばりして仕事もしている。だけど、がん系統になると転移しているともうほとんどが助からなくなるし、そして若くして、若くって言っても50過ぎて60ぐらいで亡くなるんだけど、やっぱりその差を示すことができれば、受診率が上がるどうのこうのじゃなくて、医療費も少なくなるわけでしょう。

この医薬品が発達するたびに、先ほど出た高額医療になって、やっぱり保険を圧迫することにシミュレーションができていますよ。だから、今この高額医療についてがん患者が相当反対したところはそこだと思っんですけど。どうにか本市だけでも努力してできないんですかね。

○健康課主幹兼保険医療係長（石場竜一） 例年5月頃に保健推進員を集めてセット健診の通知を送ってもらう前に説明会をしているのですが、そこで特定健診を受けた人、受けていない人の医療費の比較をしています。

今年度については、来月号の広報まくらざきでも前回の総務文教委員会で指摘がありましたので、そのデータを載せる予定なんですけど、大体、健診を受けた人と受けていない人で医療費の差は5倍ほどあります。8万円と40万円ぐらいになっています。

○9番（禰占通男） 5倍ぐらいあったら、そこを大々的にその中身に書かないで表紙ぐらいに載せてほしい、本当ですよ。それだけ医療費が下がるわけでしょう、いっぱい受けてくれたら。

それと、今特定健診で表彰式があって1月市報にも載りました。私は受診率の計算がおかしいんじゃないかと言って、もうその方も亡くなりましたけど、この受診率の計算方法、これは表彰されたところは自治会員の人数が少ないですよ。それを会員の数で割っているわけでしょう。本来ならば、この市全体の対象者人数で割らないと、当たり前数字は出ないんじゃないですか。そう言ってもう亡くなった方は亡くなりましたよ。私が議員になる前からの話ですけど。

○健康課主幹兼保険医療係長（石場竜一） 公民館表彰制度については、受診率部門と増加値部門というふうに分けてしています。公民館の世帯数の大小によっても差をつけて、一律に評価はしていません。

○9番(禰占通男) それならここにあるその資料を持ってきているんですけど、市報ですね。
この1位の湯穴、2位の籠原、3位の小園の受診者は何人なんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長(石場竜一) 資料が手元にありませんので。

○9番(禰占通男) それをですね、市全体の対象者で割ったほうが私は正確な数字が出ると
思いますよ。

○健康課主幹兼保険医療係長(石場竜一) 恐らくそのようにすると、常に同じ公民館になって
きます。それだと、結局、ある意味公平性はあるのかもしれないですけども、その公民館とし
て一緒に取り組んでいこうということで、そういうふうに分けて制度設計をしたところでは

○9番(禰占通男) 初耳です、それは。同じ数字になると。だって受診率は数字が高いほうが
高いんでしょう。どうなの。対象者が少なければ数字は減っていくんじゃない。

○健康課主幹兼保険医療係長(石場竜一) 例えば、10人の公民館で8人来るのと、100人の公
民館で80人来るのとでは、どちらかが難しいかという話で、そこを一律に評価すると、どうし
ても少数のところ偏ってしまうということで、増価値部門とか受診率部門、あと公民館の何世
帯以上のということで分けて評価しています。

○9番(禰占通男) だけど、何か私は逆だと思うんだけど。

○健康課主幹兼保険医療係長(石場竜一) なお、公民館表彰制度につきましては、今年度まで
で終わらして、来年度からは個人へのインセンティブということで、表彰制度を変えていこう
と予定しております。

○9番(禰占通男) その健診に対して表彰というのが私はびんどこないんだけど。本当の努力
はないんじゃない。本当に努力は何したのかということをおは表彰してくれたほうがいい。

○健康課主幹兼保険医療係長(石場竜一) 制度設計のときに恐らく説明はしていると思うので
すが、公民館表彰としたのは、健診の受診日も公民館ごとに設定していますので、近所の方と声
かけをして健診に参加してくださいという意味で制度設計したのだと思います。

なので、それに表彰がそぐわないというのは個人の考えですので、私どもとしては、近くの公
民館の人と一緒に受診をしてくださいということで制度設計したと思っています。

○9番(禰占通男) 担当者がそこまで言うのはですよ、うちはどうするの、木原地区は。

○委員長(上迫正幸) その質疑はまだ続きますかね。予算とはあまり関係ないように私は感じ
るんですけど……(「答弁について質疑しているんだから、別にあなたがどうのこうのじゃない
じゃない。質疑に対してだよ」と言う者あり)

○9番(禰占通男) 今までは、今担当者がおっしゃられるように、うちも隣近所でした。ただ、
受診者が多過ぎて延々と持たされる。だから、気を利かして少ないところと組んでくれてありが
たいと今は思っております。だから、一概にどうのこうのということにはならないと思うんです
けど。だから、もう7年度で終わり。終わりだったらもうやめますけど、延々と続くのであれば、
これは考えないと私は不公平になると思う。だから、健診については、この70名っていうのは
どういう根拠で70名が出たんですか。何とか部門、何とか部門とありますけど。受診率部門と
増価値部門とかだよ。これで分けて、70名を超え、上位3公民館の次に優秀だった公民館と
か、こういう書き出しになっていますけど。70名って言っても私は分からないんだけど。

○健康課主幹兼保険医療係長(石場竜一) 前年度の表彰をしますので、令和5年度の特
定健診の受診率等になってきます。ちなみに受診率部門の第1位が湯穴で、対象者21人に対して受診
者が15人来て71.4%で1位の表彰をしております。次に70名以下受診率の1位が宇都公民館で、
31人に対して20人受診し64.52%で、70名以下の受診率1位として評価しています。

次が70名超の公民館で、木場が90人に対して53人受診して58.89%ということで表彰している
ところでは。

こちら増加率につきましては、増加率1位籠原公民館の増価値が34.47ポイント増加したとい

うことで表彰、70名以下が小園で、70名超が桜木というふうに表彰しているところです。

○9番（禰占通男） 受診率と何かかけ離れているみたいな感じ。推奨することはいいことですが、皆さんが納得できる方法がいいんじゃないですか。お願いしときますよ。

○11番（橋口洋一） 前回、総務文教委員会するときにもお尋ねした部分と重なるかもしれないんですけども、法定外繰入れが5,600万円ありますと、二次医療圏の統一に当たっては、この額をゼロにすることを求められるというところが、先ほど来話があるところですけども、ちょっと私の整理があんまりうまくいってないもので、税率改定の前提となった平成30年の改定ときには、まずは6,000万円不足があるので、それについて半分の3,000万円について対応するため、税率を改定しますという話があったと。

今回、令和7年に残りの半分3,000万円について解消できるように税率を上げますというふうに言われたんですけども、そもそも6,000万円はどういう計算でそういう金額が出てきたのか、そこからまずはお伺いしたいと思います。

○健康課長（平塚孝三） 平成30年度に国保財政の運営が、県が主体となって制度改正されております。その当時、今、納付金制度が始まっておりますけれども、その納付金を県に納めるためにどの程度の保険料が必要なのかというのが示されて、税率を改定するときに、現行税率と県から示された納付金に合った保険料必要額でシミュレーションしたところ、6,000万円の不足額が出たと。

平成30年の改定時には、賦課総額3,000万円を増額して、残りの分については、激減緩和というか、一挙に6,000万円賦課総額を上げてしまうと、住民の負担に影響があるということで、まずは、30年度は3,000万円分を増加させたと。残りの3,000万円につきましては、令和5年度までに検討を行って税率改定を行っていきますということにしておりましたけれども、新型コロナウイルスの影響でありますとか、物価高騰によりまして、令和5年度までに改定ができなかったと。

今回、令和5年度の決算状況を見たときに、実質3,500万円程度の不足額が出たということで、総務文教委員会でも説明したとおり、来年度につきましては子ども・子育て支援金の創設が見込まれていると。それと、令和9年度には二次医療圏の保険料水準の統一化が見込まれるということで、令和9年度までには法定外繰入れを決算ベースでは解消することを目標にということで、今回の国保税改定につきましては、その当時の3,000万円を目途に税率改定のシミュレーションを行っているところです。

総務文教委員会でも申したとおり、3,000万円の賦課総額を増加させたとしても、まだ決算ベースで法定外繰入れを補填していただければ決算できない状況にはあるところです。

○11番（橋口洋一） 今、お話があった中で、実質3,500万円不足がありますよというお話があって、今回3,000万円相当分が改正されてなくなると、そうすると500万円という数字になると思うんですけども、そここの法定外繰入れの5,600万円は、ちょっと私の考え方では整理ができないもんですから、そこをお示してください。

○健康課長（平塚孝三） 事業費納付金につきましては、毎年度、県が示す事業費納付金に見合った保険料必要額が示されてきます。それも毎年、保険料1人当たりの必要額は変わってくるんですけども、当然、保険給付費に見合う普通交付金、結局医療費ですよ、医療費の増減によっても異なります。

被保険者数の減によってもありますけれども、5年度には3,500万円の赤字相当額が出ておりますけれども、令和6年度の事業費納付金に係る算定結果ということで、1人当たりの保険料必要額は6,644円増加しているところです。

実際、6年度につきましても結局、国保税改定しておりませんので、1人頭6,644円は不足する状態にはあるところです。

ということで、3,500万円から3,000万円引いて500万円という単純な計算にはならないところ

です。そういった被保険者数の減少部分があったり、事業費納付金という医療費に対する医療費の保険給付費に対する事業費納付金の増減、そういった要因で、その不足額も増減するということとなります。

○11番（橋口洋一） いまいち課長の説明を聞いてもぴんときないところなんですけれども、以前、平成30年当時に質疑等があったとき、国保税額と基盤安定繰入金を加算した額と、事業納付金を比較するようになってはいますけれども、その差額分という考え方でいいんですか。

○健康課長（平塚孝三） 賦課総額は、軽減前の額になります。賦課総額も3,000万円程度増額を見込んで、今回、国保税の改定をお願いしているところなんですけれども、賦課総額から、2割軽減、5割軽減、7割軽減、軽減額相当分については、基盤安定の軽減分ということで、繰入金として受け入れますので、賦課総額引く国保税の調定額といいますか、調定額を引きますと、残りについては、基盤安定の繰入れで補填されますので、シミュレーションとしましては、軽減前の賦課総額で計算しているところです。

○11番（橋口洋一） そうすると、国保税の4億円と保険基盤安定繰入金の軽減分、支援分1億7,000万円、その部分を足したところ、5.7億円ぐらいですかね、その分と事業費納付金が6億8,000万円ですかね、その差額が、以前話をしたときの平成30年当時の6,000万円というのと考え方は一緒の計算ですか。

○健康課長（平塚孝三） 事業費納付金が算定されますけれども、事業費納付金を全て保険税で補填するわけではございません。今、事業費納付金の予算額が6億8,640万5,000円です。

国保税が4億0,539万1,000円、保険基盤安定繰入れが1億0,831万9,000円、支援分が5,217万6,000円、財政安定化支援事業繰入金が5,309万円、保険給付費等交付金、この特別交付金が4,021万9,000円、この合計が6億5,919万5,000円。これで予算上積算しましても、2,721万円の不足がされているところです。

先ほどの6,000万円につきましては、先ほども申しましたとおり、県がその事業費納付金を納めるために必要な保険料必要額というのを示します。その保険料必要額に示される額との差が6,000万円あったということになります。6,000万円のうち3,000万円を解消するように、保険税率を改定したということになっております。

○11番（橋口洋一） 今の課長の説明で、その差額の考え方は分かりました。いずれにしろ、解消しないとイケない赤字がまだまだありますので、今回は5,600万円、単年度の繰入れ、赤字ですよ。そういったところがありますので、また令和9年に向けて、改定をしないとイケないところかと思えますけれども、鋭意努力をお願いしたいと思います。

○3番（辻本貴志） 18ページの特定健康診査等事業費用ですけど、去年の人数を教えてください。

○健康課長（平塚孝三） 先ほども御説明しているところなので再度説明しておきます。

特定健診につきましては、受診率が令和5年度の43%から3.0ポイント減の40%と見込んでおります。対象者数につきましては3,600人、受診者数が1,440人で見込んでおります。集団検診につきましては873人受診、これは確定しております。個別健診につきましては、5つの医療機関の協力を得て行っておりますけれども、350人受診しております。情報提供で見込み合計で217人ということになります。

○3番（辻本貴志） 今年度は予算が上がっているんですけど、人数が増える見込みなのか、また何か物価高等による影響なのか、どうなんでしょうか。

○健康課長（平塚孝三） 140万1,000円の増額の影響ということでよろしいでしょうか。——委託料につきましては、委託料単価が若干上がっている影響で75万4,000円増額となっております。それと、特定健診のデータ管理システムの端末の購入ということで、パソコン2台の購入を計画しております。それで76万5,000円の増額となっております。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（上迫正幸） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（上迫正幸） 挙手多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（上迫正幸） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（上迫正幸） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時10分 再開

△議案第19号 令和7年度枕崎市介護保険特別会計予算

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第19号令和7年度枕崎市介護保険特別会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第19号令和7年度枕崎市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

令和7年度の介護保険特別会計予算の総額は、28億6,282万7,000円で、令和6年度当初予算額に対し、率にして約3.1%、額にして8,669万6,000円の増となります。

歳出予算の主なものは、総務費6,640万8,000円、保険給付費27億0,011万8,000円、地域支援事業費9,579万6,000円、諸支出金50万4,000円などです。

なお、保険給付費につきましては、第9期介護保険事業計画における第2年度の給付見込みをベースに、令和6年度の利用状況も勘案した給付費総額を計上してあります。

以上の財源として、支払基金交付金7億4,663万6,000円、国庫支出金7億0,296万3,000円、繰入金5億0,730万円、保険料4億8,602万9,000円、県支出金4億1,944万6,000円、諸収入その他45万3,000円で措置いたしました。

以上、概略申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

○7番（豊留榮子） 24ページになるんですけど、在宅医療・介護連携推進事業費ですが、これの中身を教えてください。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制構築のため、国が示す標準的な事業、在宅医療・介護連携推進事業の手引きを推進し、市の三師会、医療機関等や介護事業所などと連携して、主に次の事項を取り組むこととしています。

取り組む事項といたしましては、地域の社会資源、利用者の情報や利用状況、住民の意向等の情報収集、地域の医療、介護の資源の情報整理、リストやマップ等の作成になります。

在宅医療介護連携の課題の抽出と対応策の検討、在宅医療・介護連携の対応策の実施といたしまして、在宅医療・介護連携に関する相談支援、地域住民への普及啓発、医療、介護関係者の情報共有の支援、医療、介護関係者の研修となっております。

昨年11月に健康課が主催する、血圧を測ろう祭りと併せて認知症関係の市民の講演会を実施したところであります。

○7番（豊留榮子） 定期的に認知症のあれも聞きましたが、事業内容としては分かるんですが市民の反応というか、そういう状況などはつかんでいらっしゃいますか。

○地域包括ケア推進課長（川野優治） 在宅医療事業ということで、行政と医療機関併せて介護支援事業所とかの方々もメンバーに入っていますので、そこで情報共有を図りまして、いろんな課題解決に向けた取組の話合いをしているんですが、その中で出た意見を市民の方たちとも共有する形を取っているところです。

○7番（豊留榮子） こういう事業をどんどん広く、特に介護保険は今後大事になっていくと思うので、ぜひそれを強く市民に行き渡るように進めていただきたいと思うところですが、介護保険の保険料、これもみんな首をかしげたりしているんですが、介護保険料の改定はもう決まっているんですよね。そういう点ではもうちょっと市が補助できる部分とかはないんでしょうか。

○税務課長（鮫島眞一） 介護保険料の保険料につきましては、令和6年度に新しい保険料が決まりまして、一般質問でも質問をいただきましたが、その回答に加えて回答したいと思いますのですが、所得段階ごとに保険料が決定しておりますので、皆さんの収入、所得、世帯の課税状況に合わせて保険料を賦課して徴収を行っております。補助につきましては、現在の制度的には行われていないところになります。

○7番（豊留榮子） ぜひこの介護保険、みんなあれは持っているんだけど、実際にはもう使わない、行かないっていう感じで、そういう方が多いんですよね。

ですから、ぜひ保険料を下げていくという点では、市がもうちょっと援助してほしいなと思うところですので、検討をよろしく願いいたします。

○福祉課長（福永賢一） ただいま税務課長からも答弁がございましたが、3月定例会で、6年度から8年度の保険料については設定をして、条例改正をさせていただいております。

9期の介護保険事業計画をつくっていく中で保険料の設定を行うわけですが、一般質問でも若干答弁いたしました。保険料決める部分につきましては、今後3年間の被保険者数と介護サービスの必要量等の見込みを立てて、そこで保険料を設定していくんですが、軽減を図るために準備基金を活用して、今4億円程度基金を積み立てておりますので、それを1億6,700万円取り崩して保険料の軽減に充てているところです。

この保険料の基金は、過去の保険料の余剰金の積立てでございますので、前の方が払っていただいた保険料を、また次の方に活用させていただいているということで、市独自で軽減しているわけではございませんが、そういった部分でしか今のところ対応ができていないところですので、そのような活用をして軽減を図る努力はしているところです。

○8番（眞茅弘美） 新しい課の新設ということで準備を進めていると思うんですが、この介護保険関係の申請とか、そういうところの部分は長寿介護課でということになるんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 現在の地域包括ケア推進課が名称を変えて長寿介護課となって、そこに高齢者介護保険係が係ごと新しい課に移るとということで、高齢者介護保険係そのものの業

務内容、人員体制の変更はございません。

事務所も現在の福祉課に高齢者介護保険係がございますが、長寿介護課になっても今の場所のまま、市民に迷惑がかからないように対応していくということになります。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（上迫正幸） 挙手多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時28分 再開

△議案第20号 令和7年度枕崎市立病院事業会計予算

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第20号令和7年度枕崎市立病院事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（西村祐一） 議案第20号令和7年度枕崎市立病院事業会計予算について、御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

新年度の業務予定量は、第2条にありますとおり、病床数55床、年間患者数を入院で1万6,425人、外来で1万3,312人、1日平均患者数を入院で45人、外来で52人と決めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入につきましては、医業収益5億1,891万3,000円、医業外収益1億0,988万9,000円、附帯事業収益1,197万3,000円の合計6億4,077万5,000円で、前年度より71万4,000円の増、収益的支出につきましては、医業費用7億9,698万9,000円、医業外費用898万1,000円、附帯事業費用1,529万6,000円の合計8億2,126万6,000円で、前年度より1,032万1,000円の増となり、収支差引1億8,049万1,000円の当年度純損失となる見込みです。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

予算書の2ページを御覧ください。

資本的収入につきましては、医療機器更新事業に係る企業債2,100万円、資本的支出につきましては、建設改良費として、老朽化した機器の更新等に充てる有形固定資産購入費及びリース債務支払額の5,906万7,000円、企業債償還金として2,483万6,000円の、合計8,390万3,000円を予定し、収入額が支出額に対して不足する額6,290万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 昨年の秋だったか冬だったか、県の医師会長は本市の方がされていますが、

県知事に、病院経営が非常に厳しいと、県も支援をしていただきたいという要望、陳情に出かけたという記事を見たんですけど。

当然この物価高騰の中で、いろんな業種は大変と思うんですけど、病院経営も大変厳しい状況があると思っているんですけど、そういったこれまでと違った病院施設の物価高騰、光熱水費を始めですね、そういう面の今度の予算上の措置はどういう形で対応されたんですかね。

○市立病院事務長（西村祐一） ただいま6番委員がおっしゃいましたとおり、物価高騰によりまして、光熱水費や給食業務などの委託料など若干高騰があるところです。

ただ給食業務委託につきましては、委託業者が調理員の確保が難しいということで、今までは職員にも昼食等について提供していたんですが、そういったところをなくすということで、若干1食当たりの単価は上がりますが、総額は今年度並みに抑えられると。

ただ、光熱水費の電気料につきましては、既に電力会社から来年度の引き上げについて、説明がございましたが、市立病院でも、デマンド監視モニターといって、電力が一定量を超えると警報が鳴る装置をつけておりますので、そういった部分で節減を図っていきたいとは考えているところです。

○6番（立石幸徳） ちょうど1年前、令和6年3月に病院の新しい経営強化プランを1年前に我々も頂いたんですけどね、計画期間が令和5年度からになっているんですけど、このプランそのものを配付したのは、ちょうど1年前ですよ。

一番基本になるいわゆる公立病院の再編、これで強化プランの2ページに地域包括ケア病床を13床、令和3年5月に設置。5年3月には地域包括ケア病床廃止13床ですね、この経緯はどうだったんですかね。

○市立病院事務長（西村祐一） 当初市立病院では、急性期病床として地域一般病床を13床、回復期として地域包括ケア病床13床、慢性期として療養病床29床を置いていたんですが、診療報酬の改定によりまして、地域包括ケア病床の基準が、訪問看護ステーションを設置しなければその要件を満たさないということで、地域包括ケア病床を、もう一つの地域一般病床、こちらも回復期の位置づけになったんですが、そちらのほうと合わせて26床としております。

ですから、現在のところ回復期が26床、慢性期が29床、合計55床の病床数となっております。

○6番（立石幸徳） 地域包括ケアを設置したけどやめたという取組は、公立病院の南薩地区の病院再編には別段支障はないと考えていけばいいんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 地域包括ケア病床と、現在、地域一般病床があるんですが、同じ回復期になるので、支障はないと考えているところです。

○6番（立石幸徳） この件で南薩地区の病床再編はもう完全に終了しているんですか。ほかの病院も合わせて。

○市立病院事務長（西村祐一） 公立病院に関しましては、あらかじめそういった形で病床数は枠組みを決めているところですが、今後は民間の病院にも波及していくのではないかと考えております。

○6番（立石幸徳） 本市の民間病院は全然これにはまだ着手していないという状況ですか。

○市立病院事務長（西村祐一） これは私は直接参加してないのですが、昨年12月24日に南薩保健医療圏地域医療構想調整会議が開催されまして、今後といたしましては、令和5年度病床機能報告において具体的対応方針未策定の医療機関を確認して、対象医療機関に対しまして、具体的対応方針の策定及び提出を依頼していくということで協議し確認されているところであると聞いています。

○6番（立石幸徳） この南薩地区の公立病院で一番大きな薩南病院の場合は、この病床再編には全然関係ないんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 県立薩南病院の詳細な状況は把握していないところですが、当

然公立病院である薩南病院の病床数は、この調整会議で確認されているものと考えております。

○9番（禰占通男） 収益を上げる取組は7年度はどうなんですか。医療機器の更新とか最初に説明があったんですけど、薬剤とかいろんなものが値上がりしてくる中でどうなるんでしょうか。

○市立病院事務長（西村祐一） 新たな医療機器購入としては、こちら更新になるんですけども、CT装置を7年度は更新するように考えているところです。

それと薬剤につきましては、薬価の改定は2年に1回ありますので、令和7年度は薬価の改定は行われませんので、そこまで上がらないのかなとは考えております。

○9番（禰占通男） 人的な事務に対しての取組はないんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 経費節減につきましては、一人一人の職員が経費節減に努めてまいりまして、来年度はいろいろ医療機器の購入についても、今度の建設改良費で計上しているところですが、真に必要なものかどうか精査を行いまして、そういった部分で節減をしていきたいとは考えております。

○9番（禰占通男） 以前も質疑したんですけど、診察が終わりました、支払い、薬剤の処方もろもろをもらうのに時間がかかると。

そのときの答えが事務的なことは委託にしているからということだったんですけど、そういった電子カルテの取組とか、いろんなものもあると思うんですよね。

アナログからデジタルに変わっているのか、そこら辺はどうなっているんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 当院につきましては、電子カルテシステムを平成29年度から導入しているところです。

令和7年度につきましては、処方箋を今紙でもらっていると思うんですが、これを電子処方箋化して、調剤薬局に電子データで飛ばせる形で取り組んでいきたいと考えております。

○9番（禰占通男） 電子的なことを使うとなると、窓口での支払いはどうなっているんですか。

今はコンビニや商店の結構大きなところは、人間の手を使わないで、説明だけで現金を放り込むだけで対応できるという、そういう方法はどうなっているんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 当院においては、支払いに関して機械化を図るということは、現在のところはまだ検討していないところでございます。

○9番（禰占通男） 客が多いところは結構そういうので担当から幾らっていうのは、領収書みたいなやつで読み上げて、お金を入れて、それで処方箋とかを受け取って、すぐぱっと帰る状態になっているんですけど、そういうのでも効率は上がると思うんですけどどうでしょうかね。

○市立病院事務長（西村祐一） ただいま9番委員からありました件につきましては、今後、費用対効果等を検証しながら、取り組めるものであれば取り組んでいきたいと考えております。

○9番（禰占通男） もう一点、市立病院は離職率が高いのか、欠員がずっと続いているように思うけど、そういった対応は、何が原因で今後どうするのかということだけ、どうなんですかね。

○市立病院事務長（西村祐一） ただいま委員がおっしゃったとおり、薬剤師に関しては、令和2年から不在となっているところでございます。

その対応としましては、随時、薬剤師の募集をかけて、ハローワークにも登録しておりまして、薬学部を持っている大学には直接案内を送付して人員の確保には努めているところです。

そのほかの看護師につきましても、今募集をしているところですが、なかなか応募がないところで、看護師の給与面等は民間の医療機関とそんなに引けは取らないと思うんですが、薬剤師に関しては、民間の病院とか調剤薬局と比較しますと、どうしても低くなってしまい、そういった部分で今確保ができてないと考えております。

○9番（禰占通男） この病院経営についてと、黒字にするにはどうするかちゅうことで、やはり離職率が高いと効率が悪くなったり、それにまた離職する原因があったりすることで、なる

べくそれを抑えて継続できるようにすれば、利益も上がると、そういうことを述べられていますので、できる限り離職率の低減は取り組んでもらいたいと思います。

○2番（下竹芳郎） この医療機器更新事業、これはCTを買ったんですよね。

○市立病院事務長（西村祐一） 7年度の当初予算に計上して、7年度中に更新する予定としております。

○2番（下竹芳郎） 企業債が2,100万円ですが、これは機械の総額は幾らになるんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） このCT装置の更新につきましては、予算上で2,380万円を見込んでおります。そのうちの2,100万円を企業債と過疎債で借り入れて、残りにつきましては国民健康保険の調整交付金がございます、こちらが275万円、自主財源として5万円を見込んでいます。

○2番（下竹芳郎） このCTはもともとCTがあって代替えなのか、それとも新設されたんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 今あるCTの更新という形になります。

○2番（下竹芳郎） 今あるCTは何年ぐらい使われたんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 今のCTは平成23年に導入しているものでございます。

○2番（下竹芳郎） そういう医療機器、CTはやっぱり十四、五年ぐらいが減価償却っていうか、限度なんですかね、それとも何か不具合とかそれで更新するんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） CTなどの機械、装置については耐用年数が8年ということで、既に導入して13年経って老朽化しているということで理解していただければと思います。

○2番（下竹芳郎） そういうCTを新しく更新されれば、病気も見つけやすくなると思うのでよろしく願いいたします。

○8番（眞茅弘美） 予算書の8ページ、職員数は変わらないようですが、施政方針で医療事務係を新たに設置するという事をお聞きしておりますが、診療報酬等に関する業務の効率化ということですが、これは何か制度が変わったとかそういうことでなんですかね。

新しく設置する理由といたしますか、どういう効果を見込んでとかその辺を教えてください。

○市立病院事務長（西村祐一） 現状として、病院事業収益の根幹である診療報酬等に関する業務については、会計年度任用職員5人で行っているところでございます。

組織としては、会計年度任用職員は管理係に所属しているところですが、その管理係が配置している事務室はまた別室になりまして、別室で現在事務をしているところでございます。

課題として、病院の主な収入であります、診療報酬等の請求及び徴収ですね、これを会計年度任用職員のみで担っているということ、あと医療事務職員がいる事務室内に指揮監督する職員を配置していないことなどが挙げられます。

このようなことから、管理係を分割して、現在病院で直接採用しております職員を配置することで、診療報酬等に関する業務についての理解度を、プロパーの職員に高めていただくとともに、業務を効率的に推進するために、今回医療事務係を設置するところとさせていただきます。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第20号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

△議案第21号 令和7年度枕崎市水道事業会計予算

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第21号令和7年度枕崎市水道事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（上園秀人） 議案第21号令和7年度枕崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。第2条業務の予定量については、給水戸数を9,900戸、年間総給水量を248万4,000立方メートル、1日平均給水量を6,805立方メートルと予定しており、前年度当初予算予定量と比較しますと、給水戸数は100戸、率にしまして1.0%の減、年間総給水量は、2万4,000立方メートル、率にしまして1.0%の減、1日平均給水量では66立方メートル、率にしまして1.0%の減となりました。

主要な建設改良事業は、老朽管等更新事業として6,079万7,000円、施設更新事業として2,734万4,000円を予定しています。

主な内容は、新花渡橋田原線ほか8路線の老朽配水管改良工事、金山浄水場4号送水ポンプインバーター取替工事、白沢配水池防水塗装工事などの施設更新工事を予定しています。

業務委託では、補助事業を活用し、水道ビジョンの強靱対策のうち花渡川第1水源取水施設、第1導水管更新事業の実施設計を行い、水道施設の更新と耐震化事業を進めて行く予定としています。

次に、収益的収入及び支出の予定額について、御説明します。

収益的予算では、水道事業収益を4億2,599万4,000円、水道事業費用を4億1,059万円とし、差引き1,540万4,000円で、税抜き後の純利益は、255万3,000円を予定しており、前年度当初予算と比較しますと、88万8,000円の減となります。

内訳としまして前年度予算と比較しますと、水道事業収益のうち、営業収益は590万8,000円の1.4%の減、営業外収益が284万8,000円の13.6%の増となり、水道事業費用のうち、営業費用が110万2,000円の0.3%の増、営業外費用は、461万円の11.1%の減となります。

次に 資本的収入及び支出の予定額について御説明します。

予算書2ページをお開きください。

資本的予算では、資本的収入を4,385万2,000円、資本的支出を2億7,162万7,000円とし、差引き2億2,777万5,000円の不足額については、第4条括弧書きに示してありますように、過年度分損益勘定留保資金109万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,445万1,000円、建設改良積立金7,100万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,123万2,000円で補填しようとするものです。

なお、配付いたしました資料1は、水道事業収支計画表、収益的収支計画表、資本的収支計画表、事業実施計画位置図です。

また、資料2は、水道事業では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を令和元年9月策定しておりました。この経営戦略は、3年から5年で見直しを行うことが重要とされ、国においても、令和7年度までに、より質の高い経営戦略の見直しをおこなうよう要請がなされているところです。そのため、令和元年度から5年間の実績を踏まえた「経営戦略の改定」を令和7年1月に行いましたので、お目直し方お願いします。

以上、概略説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 予算書もですけど、資料が出ていますので、資料説明もしていただきたいんですが、その前に資料1の収支計画、料金改定なしの場合と令和9年度に料金改定を15%行った場合、2通り出しているんですよね。今まで2通り出したことがあったんですかね。

○水道課参事（今給黎仁） 今まで料金改定をした場合と、していない場合に分けて、こういう形で提出したことはございません。

○6番（立石幸徳） そうしますと、料金改定がなかった場合は当然収入がそれだけないわけですから、違っていくんですけど、2通り出す意味っていいんでしょうか、それは料金改定をしなくても、やろうと思えばやれるんだとか、どうしても料金改定をせざるを得ないんだというか、判断っていうんですかね。それはまた令和9年度の直前にならないと計画上どっちを取っていくか分からないという意味で出しているんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 今回、水道事業の経営戦略の改定を策定したところでございますけど、その基準になっているものが、令和6年度の当初予算から作成しているものです。

今回、2号補正がありまして、それから7年度の当初予算、それを出すに当たって、その6年度、7年度の数字が変わっておりますので、そこについては、別途今、収支計画表という形で提出したところでございます。経営戦略におきましては、やはり令和9年度に料金改定をしなければ、今まで議会等で説明している収支残高の金額が3億5,000万円を割り込むという予測がされますので、今回は、議員の皆様にも、この9年度のところ、それが料金改定のポイントになるということが分かるように、2種類を提出させていただいたところでございます。

○6番（立石幸徳） 聞き取れないところもあるんですが、要するに簡単にとって言ったら変ですけど、料金改定をやった場合の資料が可能性としては強いので、こっちを参考にしてくれと、そういう意味ですか。

○水道課参事（今給黎仁） 資金残高が3億5,000万円というところが微妙な数字でございます。今作っている資料が予算に基づいて作っている関係もありますので、予算ベースでいきますとどうしても9年度には資金残高が3億5,000万円を割り込んでしまう。

後々、例えば災害とか緊急時に使う資金が足りなくなることも予測して今まで3億5,000万円を基準にしておりますので、そこが9年度に、予算ベースでいけば3億5,000万円を割り込んでしまいますという説明をすることも踏まえて、2通り作ったところでございます。

○6番（立石幸徳） どうもまだよく分からないですけど、というのが、2通りの事業計画って普通どっちが計画として妥当なのかと考えざるを得ないわけですよ。両方の計画をやっていくわけにいかないですから、そういう意味で、非常にへりくだって、料金値上げをした場合はこうなります、しなかった場合はこうなります、それはそれであったとしても、どっちになるか分かりませんが、こういうシミュレーションですというよりは、やはり結局令和9年度の15%値上げというのは、可能性としてはどの程度のものですか。

○水道課長（上園秀人） 今回資料1で収支計画表に2通り出しておりますけど、この資料1の1ページ目の損益のところ、令和9年度からマイナスになっていく予定であります。

このまま現在の計画の予算等でいきますとマイナスになっていきます。また、資本的収支では水道ビジョン等の工事等の進捗状況によって、令和9年度で先ほど参事が説明しました、3億5,000万円の資金残高が割り込んでしまうということになります。そのため、5ページで示した収支計画表については、今回、経営戦略の改定を行いましたけれども、前回の経営戦略では、令和5年に20%の改定を行う予定でしたけれども、経営等の努力をしまして、先延ばしを行っているところです。

今後、この水道ビジョンの工事計画や、企業債借入れ、給水収益の状況を見ながら、この料金改定の時期については見定めていかなければなりませんけれども、令和9年度の15%改定を行

った場合に、収支の状態が均衡化されていって、この3億5,000万円も安定的に確保されていくということでお示しをしているものであります。

現在の見込みでは、この決算上の損益で約4,000万円から5,000万円程度の利益となっておりますが、経営努力でやっているわけですけれども、そういった中で、あと令和7年度の決算、令和8年度の決算2か年度分しかございませんので、その分で4,000万円5,000万円あったとしても1億円弱程度になりますので、令和9年度の料金改定あたりで見通しているところでございます。

○6番（立石幸徳） 説明は説明としても、私どもの受け止め方はもう9年度改定はやらざるを得ないんだと受け止めますけどね。そこで、戦略ですよ。2-1は進捗状況ですけど、これから今後の戦略としてはどういうことをやっていくことになっているんですか。

この資料を基に今日もらったばかりですから、読む暇もないんで資料説明をいただきたい。

○水道課長（上園秀人） 今回、改定しました経営戦略の説明をいたしますと、前回の計画期間は令和元年度から令和10年度の経営戦略でございました。

今回、令和7年度から16年度の経営戦略に改めたものであります。開きまして2ページ、組織のところ、2ページ中段ですけれども、組織の統合は、前回の経営戦略では、下水道との統合と係の編成とか、そういったものは記載をしておりませんでしたけれども、今回、統合して、係の編成もやったということを示しております。これまでの経営健全化の取組として、平成13年度以降、職員を8名減らしておりますけれども、現在、水道課職員は12人となっているということでありまして。その下は経営比較分析等を考慮した現状分析ということで文言を挿入しております。

3ページ目にいきまして、見やすいようにグラフの挿入をしまして、現在の給水人口の予測を現時点で示しているところであります。以前の経営戦略では、市の人口ビジョンを算定したものでしたけれども、今回、令和5年度までの実績を基としたものとしているところでございます。水の需要の予測につきましても、実績を元年から5年の実績を基にし、グラフの挿入を行っているものでございます。

4ページ目に入りまして、料金収入の見通しですけれども、実績を基に算定し、令和9年に改定した場合と改定しない場合、今まで通りいった場合の比較をして、グラフを挿入しているものであります。組織の見通しについては、当面は組織、人員体制の変更は行わないものと記載をしているところであります。経営の基本方針につきましても、水道ビジョンに基づく施設更新計画の確実な実施、費用の抑制、収入の確保、この3本柱を今回定めたものであります。

5ページ目に入りまして、主な事業のところですが、水道ビジョンの更新計画の主な事業を具体的に記載をしております。前回の経営戦略では具体的なものがなかったのでここに入れさせていただいているということになります。その上で、令和7年度から令和12年度の事業費について、20億7,207万円ということで計上をさせていただいております。収支計画の財源についての説明ですけれども、前回は令和5年度からの20%の改定を検討するんだと記載をしておりましたけれども、ここは実施しておりませんので、令和9年度を料金改定のタイミングとして、収支が検討できる改定率15%と盛り込んだところでございます。その下は人件費の上昇率、物価の上昇率も反映させているものであります。

6ページ目に入りまして、アセットマネジメントの充実ということで記載しているものであります。水道行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省への移管が平成6年度にされておりますので、そういった中でアセットマネジメントについて詳細なものにしたいということになっておりまして、そのことを記載しているところであります。その他、隔月検針の実施、DX化、GX化の取組についての記載をしているところであります。あと料金の回収率向上に向けたロードマップもこの経営戦略上の要件等になっておりますので、そのところを盛り込んでいます。

○6番（立石幸徳） 一通り説明いただきありがとうございます。それで、5ページの今後の施設更新、これで合計20億7,000万円。このうち一番大きいといひましようか、金額的に大きなものは金山浄水場沈殿池ですか。これは、どういった状況に今なっていて、工事の必要性はどういうところにあるんですか。

○水道課長（上園秀人） この金山の浄水場の薬品沈殿池、水を作る過程で複数の池を経て浄化していくわけですがけれども、その中でも一番大きな池で、川の水に凝集剤を混ぜて、それを沈降させる池です。これを二次拡張、昭和50年前後につくられたものですがけれども、これが老朽化しているということで、水道ビジョンの施策の中で改良の必要ありということで計画をしております。

平成20年代後半に急速ろ過池の更新も行っておりますけれども、その前段に位置する薬品で凝集させたものを沈降させる池ということになっており、以前の急速ろ過の更新のときに、そこら辺も踏まえた急速ろ過の更新を行っておりますので、更新をやっていくということで計画をさせていただいています。

○6番（立石幸徳） 物価高騰分の2%を見込んでいるよと説明したけど、2%の見込みで足りるんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 今回の経営戦略は、下水道もなんですけど、工事費等関係については2%にしております。一応、物価が急激に上がっている状況でありますけど、国はこの物価上昇を2%にもっていきましようという、日銀等の話もあったり、それからIMFが今後の物価上昇率を出した数値があるんですけど、それが2%ということもありましたので、今回のこの経営戦略については2%で試算しているところでございます。

○6番（立石幸徳） もう少し現実的な説明を聞きたいんですけど。というのが、例えば物件は違いますけど、県の体育館は試算して、発表をして入札をしても、入札に応じない。そしてまた事業費を大幅上積みあるいは事業内容を見直して物価高騰に合うような形で、もう変わってきているわけですよ。ここ僅か1年たっているかどうか。そういった状況なのに、金山浄水場も14年度からの事業でしょ、まだ7年ぐらいあるわけですよ。そういう期間的なものを踏まえて、今で金山の工事だけで9億円、全体の他のも入れると20億円と。この根拠が私は大丈夫なのかという気がしているんですけど、そこら辺はどう考えればいいんですか。

○水道課長（上園秀人） 今回の経営戦略については1回目の改定で、7年度から16年度までとなっているわけです。経営戦略は3年から4年にまた改定や見直しをすることになっておりまして、現時点の数値は、水道ビジョンの数値を基にしたものでございますので、それまでの間にもう一回、改定することになっていくんだらうと思います。

○6番（立石幸徳） 今までもその見通しが、こうなければならないっていう状況があったら、別にその次の見直しのときに変えますっていうんじゃないかと、現在きちっと見込んでいるものをやっぱり出すべきじゃないんですか。そうでないと、そういう説明を何度聞いても、次はまた変わる可能性があるんですよってことで、我々もいつまでたっても捉えどころがなくなっちゃいますよ。というのが、さっき言ったように、実際こういう工事計画を出してもきちんとできるのかということが一番大事なところですからね。財源は、いずれにしても水道料金しかない、こういう状況になるわけですか。

○水道課長（上園秀人） 今のこの主な事業の金額の基となっているのは、平成29年度に策定した水道ビジョンでございます。また、年度がたつにつれて、人口減少等で、この規模をつくるべきかどうかはそのときに、また検討していくことになっておりまして、現時点では計画書の金額で計上したということになっているところであります。

○6番（立石幸徳） それはおかしいですよ。もう平成29年からですか、もう7年経過しているわけでしょう。それを今の時点でそういった状況を踏まえたこの金額、対応、出してもらうべ

きであって、29年度の一応踏まえて云々って言ったって、7年間たっているじゃないですか。そういった計画でいいんですか。

○水道課長（上園秀人） 今回、アセットマネジメント等の計画書も変更することに7年度予算でなっておりますけれども、そういった中でも、今経過している水道ビジョンについても、PDCAサイクルでもう一回検証をして、その部分で改正すべきところを改正する、現状に合った施設の構築をしていくということにしているところであります。

○6番（立石幸徳） だから平成29年度をベースにしているけど、その金額等の、あるいは工事内容等の見直しはされているんですか、いないんですか。

○水道課長（上園秀人） 現時点ではしておりませんが、今年度予定しているアセットマネジメントあるいは水道ビジョンの改定の際に改定していくことになります。

○6番（立石幸徳） せっかく議会に出すのに、これが新しい戦略です、計画です。でも、見直しをしていないものを、今出しても我々は本当に根拠になるかどうかは疑わしいですよ。きちんと見直しをしたものが出てくるべきじゃないんですかね。これはもうここに出ていますから、今さら言っても仕方ないですけど、見直しをしてないものを、こういう戦略になりますって言うても、我々はいはそうですかっていうわけにいかないですよ。これは次の下水道事業にも関係するから、水道はまだある意味で逼迫といいたいでしょうか、そういう状況を感じないので、敢えて水道事業で物を申していますが、また次の下水道でも、もう少し詳しく教えていただきたいと思えますよ。

○9番（禰占通男） 9年度に15%上げるとなると、水道料金は、1立方メートル当たりはどのようになるんですか、資料2-2の鑑に一般用と同じで、1立方メートルにつき120円となっておりますけど、これ令和7年1月となっているんですけど令和9年に15%上げた場合どうなりますか。

○水道課参事（今給黎仁） 改定率は、10%、15%、20%の形で検討をしてみたところでした。改定率について10%にした場合は、改定を行っても、令和9年度以降の企業債残高3億5,000万円を上回る見込みがありませんでした。15%と20%の場合は、損益が計画期間内の令和16年までは一応黒字が確保できます。また、自己資金も当面の間、3億5,000万円以上を維持できる見込みでありました。

一方、本市は現在県内6番目に高い供給単価163.1円になっているんですけど、10%を改定した場合でも、県内2番目ぐらいに高い単価になると算出されましたので、現利用者の負担が大きくなるということもありまして、20%でなく15%、1立方メートル当たり187.6円まで、改定をするような形で計画をつくったところでございます。

○9番（禰占通男） 私は、4年度分の県内のやつが、国土交通省に出ていましたから、そして、枕崎市が4年度で、この1か月の水道料金で出ているんですけど、これで2,695円になって、この額から県内の部分が3,000円以上というのは全国平均と県内平均、鹿児島県内は3,064円の数字が出ているんですよ。これを見たときに枕崎もそこそこの値段じゃないのと思ったんですけど。それで9年度で上げたら高い部類に入っていくのかなという感じで、今質疑したんですけどね。

○水道課長（上園秀人） 供給単価については大口の利用者等がいた場合には、その総量で割るものですから、各市の中では高い部類になっていくんだろーと思います。

ただ、今、委員が御指摘のとおり、20トン当たりの単価では2,695円で、県内19市の中では12番目に位置しております。また、10トン当たりの料金についても1,375円ということで13位に位置しておりまして、県内では平均的なものよりも今は安い単価の中で運営がなされているということで御理解いただければと思います。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時38分 再開

△議案第22号 令和7年度枕崎市公共下水道事業会計予算

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第22号令和7年度枕崎市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事（今給黎仁） 議案第22号令和7年度枕崎市公共下水道事業会計予算について、御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量については、排水戸数を5,900戸、年間総処理水量を151万2,000立方メートル、1日平均処理水量を4,140立方メートルと予定しており、前年度当初予算予定量と比較しますと排水戸数は10戸の減、率にしまして0.2%の減、年間総処理水量で2万5,000立方メートル、率にしまして1.6%の減、1日平均処理水量で70立方メートル、率にしまして1.7%の減となりました。

主要な建設改良事業は、管路建設改良事業として9,356万2,000円、ポンプ場建設改良事業として411万4,000円、処理場建設改良事業として3億9,178万9,000円を予定しています。

主な内容は、管きょ・マンホール更生工事及び終末処理場の汚泥脱水施設の改築工事、管理棟受変電設備の改築工事を予定しています。

次に、収益的収入及び支出の予定額について御説明します。

収益的予算では、下水道事業収益を7億5,730万円、下水道事業費用を6億9,720万4,000円とし、差引き6,009万6,000円で、税抜き後の純利益として3,755万円を予定しております。

内訳としまして、前年度予算と比較しますと下水道事業収益のうち、営業収益は283万5,000円で0.9%の減、営業外収益は1,115万8,000円で2.4%の減となり、下水道事業費用のうち、営業費用は2,552万5,000円で3.7%の減、営業外費用は57万2,000円で2.1%の減となります。

次に、資本的収入及び支出の予定額について、御説明します。

2ページをお開きください。

資本的予算では、資本的収入を6億0,235万円、資本的支出を7億6,932万1,000円とし、差引き1億6,697万1,000円の不足額については、第4条括弧書きに示してありますように、過年度分損益勘定留保資金1,011万8,000円、当年度分損益勘定留保資金7,741万円、当年度利益剰余金処分額2,985万6,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,360万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万7,000円で補填しようとするものです。

なお配付いたしました資料1は、令和7年度予算を反映した公共下水道事業収支計画表、収益的収支計画表、資本的収支計画表、7年度の事業実施計画位置図です。

また、資料2は、下水道事業では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を令和3年2月策定しておりました。

この経営戦略は、3年から5年で見直しを行うことが重要とされ、国においても、令和7年度までに、より質の高い経営戦略の見直しをおこなうよう要請がなされており、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定することが国の補助金の交付要件となっているところです。

そのため、令和2年度から4年間の実績を踏まえ、下水道審議会において承認された、「経営戦略の改定」を令和7年2月に行いましたので、お目直し方お願いします。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

○10番（平田るり子） 31ページ委託費のところですが、参考資料が出ています2-1、この3ページが一番上ですね、汚泥処理の委託費で令和6年度の予測はできますか。

○水道課長（上園秀人） 令和6年度予算で計上しております汚泥量は5,077トン、汚泥処理業務として8,734万8,000円、運搬業務で2,375万円の合わせて1億1,109万8,000円を税抜きで予定をしているところでございます。

この汚泥量につきましては、5,077トンで予測をしておりましたが、今3月半ばになっておりますけれども、少し落ちるのではないかと見ているところでございます。

また汚泥処理業務と運搬業務につきましても、より安価な処分場に持っていくということで毎月研究検討しております。ここにつきましても、予算よりは当然下回るということで予定をしているところでございます。

○10番（平田るり子） 同じ資料で、2ページの②汚泥処理施設の適正化による……。

○水道課長（上園秀人） ここは今検証ですけれども、記載のとおり令和2年度から取り組んでいる汚泥処理の再構築、汚泥の最適化においては、消化設備という特殊な工法によって汚泥の減量化を図ろうということでございました。

そして発電施設の設置の検討を行ったということでしたけれども、これまで議会等でも説明いたしましたとおり、費用対効果の見直し等について検証した結果、脱水機の機種の変更と汚泥の乾燥による減量化を行うことによって、計画を見直したところでございます。

この脱水機の更新につきましては、令和6年度からの事業として予算化をしているところでございます。令和6年、7年、8年度で脱水機の更新を行うということになります。

またこの消化設備に代わる方法として、より取扱いのしやすい汚泥の構築ということで、濃縮施設の改築あるいは脱臭施設の改築を現在進めておまして、補正2号で説明しましたように、今年度秋から試運転等になっていくとしているところでございます。7年度ですね。

○10番（平田るり子） 同じ文章中、市内事業者が下水道汚泥を活用した肥料の中間処理施設を建設するというのはどういうことですか。

○水道課長（上園秀人） 施政方針の中でも市長が述べられておりますが、令和5年3月末の全員協議会で報告を一旦しておりますけれども、市内の事業者と市外で肥料製造販売を営む事業者の当初共同事業体で計画をしておりましたけれども、本市内において下水汚泥の原料をもとに、地域の有機性廃棄物を利用して、良質な肥料を製造して地域の農業者に販売することにより、安定的な肥料の供給と地域の持続可能な農業生産に寄与することを目的として、国内肥料資源活用総合支援事業、これは農水省の直轄の事業で民間に行くやつですが、市は進達をただけですけれども、それを活用して事業を営むということになっておりました。

令和5年度にやる予定でありましたが、補助のつき方等もありまして、1年遅れで令和5年の補正予算、6年の夏場あたりから構築をしておりますけれども、東鹿籠2285の1田布川地区に製造所を造っているところでございます。場所的には鷺山自動車の先、川床橋の手前を右に行ったところから、1.7キロ山林に入った中となっているところです。

そのような事業で、市内にこういった事業所ができることにより、下水道事業でこれまで取り組んできました、安定的な処分場の確保とより安価な施設ができるということで、これまでの汚

泥の処分費用については費用が安くなっていくということで、期待をしているということでございます。

○10番（平田るり子） この事業は補助がつくということですね。どこの事業所がするかというのとは分からないですか。

○水道課長（上園秀人） これは先ほど説明しましたように、民間が行う施設でございますので、本市は汚泥の供給事業者というかその原料の供給者ということで関与していることとなります。

市の下水道事業の建設費用であるとか、そういったものはございませんので、すごくいい施設が近隣にできるものということで理解をしているところでございます。

○8番（眞茅弘美） この汚泥処理施設につきましては、これまで汚泥処理施設をとということで議会の中でも話が出てきていまして、今課長が述べられたように市内外の共同体ということで、このように進められているということでございました。

先ほども出ましたとおり、令和5年12月議会におきまして、下水道使用料の改定の際に産業厚生委員会でも附帯決議としまして、汚泥処理費削減につなげる事業の研究を推進することが決議されておりました。

そこでお聞きしていきたいんですが、この処分費用につきましては資料が出されております。今度の予算ではどのように反映され、効果額等はどのように見ているのかをお願いします。

○水道課長（上園秀人） 汚泥処分に係る委託料につきましては、営業費用の処理場ポンプ場費委託料ということで計上しております。

税抜ですけれども処分額が1,525万8,000円、運搬費で1,018万1,000円、合計で2,543万9,000円の効果があると試算して予算に反映させているところであります。

令和6年度予算と比較しますと、1億1,109万8,000円であったものが、8,565万9,000円、2,543万9,000円の減、前年比77.1%になると見込んでいるところであります。

またこの施設能力については、受入原料で日量15トンということで伺っておりますが、そこまでの見込みで予算を立てておりません。施設が本格的に稼働した場合には、さらに効果が見込めるものと考えているところでございます。

○8番（眞茅弘美） 1トン当たりの処分費用としてはどのようになりますか。

○水道課長（上園秀人） 1トン当たりの処分費といたしましては、現在、市外にある5事業所6か所で中間処分場の汚泥リサイクル委託処理の契約をしているところでございます。

その中で処分としては、1万2,000円から3万円、土日の処理については3万円のところに持って行っているということになります。

また運搬費につきましては、最も近い日置市で30キロ、1トン当たり1,397円かかっております。最も遠い鹿屋市で150キロ、1トン当たり7,787円となっているところでございます。

今回市内で処分した場合、現在の予算に費用として換算した場合には、1トン当たりを1万2,000円、距離は7.5キロとなりまして、870円程度で収まるのではないかとということで試算をしているところであります。

○8番（眞茅弘美） 汚泥処理費用が抑えられるということで大変ありがたいと思います。またその肥料も、地元の方々により安い値段で分けていただければと願っております。

○水道課長（上園秀人） 現在市内で製造しようとしている汚泥肥料につきましては、既存の事業者が朝市で販売をいたしておりまして、家庭菜園等の時期である春先であるとか秋口等は、非常に好評で売れているということでございます。

そういった中で、今回市内でできる肥料についても、そういったところに出店、あるいは農業者の皆さん方もメリットがあるような形の中で、市内で循環していただければ、下水道事業とは言わず、農家にもよりいいメリットがあるんだろうと思います。

また、この施設については、下水道汚泥主体の肥料とはなりますが、有機性廃棄物等も処理が

なされて、肥料化ができると伺っておりますので、例えば、市内の食品残渣であるとか、あるいは加工場等で出される灰、そういったものも検討をしていると伺っているところでございます。

○6番（立石幸徳） 予算書の9ページの建設改良費3億9,178万9,000円。終末処理場関係の工事が7年度にこの資料で6、補助事業2、単独4出ているんですね。この事業ごとに予算を教えてください。

○水道課参事（今給黎仁） 処理場建設改良費3億9,178万9,000円ですが、これにつきましては汚泥脱水施設が令和6年度から引き続きの事業になりますが、これが2億2,000万円。（「資料の上から順番に⑧から言っているわけですね」と言う者あり）まず⑧が先ほど説明いたしましたが、汚泥脱水設備これが令和7年度分が2億2,000万円になっております。⑨につきましては、処理場の受変電設備の改築工事になっておりまして、1億5,500万円になっております。⑩が単独事業になっておりまして、これが汚水ポンプ着脱装置の取り替え、これが387万2,000円になっております。それから⑪が処理場の空調設置工事につきましては、313万8,000円それから処理場初沈処置汚泥引抜きポンプ更新が672万1,000円です。

○6番（立石幸徳） 資料では6工事を書いているんですよ。

さっき言った補助事業2単独4、水道課参事から説明があったのは5、あと1か所はどうなっているんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 最後の⑬を言っておりませんでしたので説明いたします。

1号ベルト濃縮用汚泥供給ポンプのオーバーホールが305万8,000円になります。

○6番（立石幸徳） 資料の2-1ですね。下水道の経営戦略の進捗状況ですよ、この2ページの建設改良費の状況ですね。

令和2年度から令和2年、3年、4年、5年、4か年の実績で3億9,100万円ぐらいですね。合計で事業実施率は19.8%、2割ぐらいしか進んでいないんですよ。積み残し分が今度の7年度事業とそういう確認でよろしいんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 今回の当初予算に記載されているものについては、7年度から開始される事業費になりますので、今のところ令和5年度の濃縮脱臭施設の更新事業、令和6年度分の濃縮脱臭施設の更新事業、これが繰越し予定になっておりますので、この金額も令和7年度には加わる形になります。

○6番（立石幸徳） 6年度に加わるんだけど、この予算の3億9,000万円には入っていないということよろしいんですか。

○水道課参事（今給黎仁） そのとおりでございます。

○6番（立石幸徳） 事業費もですけど、これ補正審査のときにも触れたんですけど、過去令和2年から4年間で20%弱しか工事は進んでいないわけですよ。今積み残しもある。そして今度新しく3億9,000万円も7年度事業でやる。実際、7年度で一遍にできるんですか、どうなんですか。

○水道課長（上園秀人） 令和2年に策定した経営戦略では、令和3年度から令和12年度までのストックマネジメント計画に基づく改築及び単独事業ということで、42億5,878万3,000円の事業をつけておりまして、優先順位をつけて計画的に改築、修繕を行うこととしておりました。

防災安全交付金等の予算の確保、国の補助事業を活用した事業となりますので、予算の確保及びコロナ禍の影響によりまして社会活動が停滞したことや、災害復旧、災害対策工事に伴い、委員御指摘のとおり、発注手続等々が遅れ、入札不調による業者選定に遅延が生じ、進捗に遅れが生じているところでございます。

資料には、令和2年度から5年度の進捗状況ということで記載をしておりますけれども、令和3年度から6年度末の見込みで説明いたしますと、23億0,814万4,000円の計画に対し、契約済みが13億8,549万6,000円で、出来高としまして4億6,570万7,000円、33.6%の進捗見込みとな

っているところでございます。

2号補正で説明しましたけれども、令和7年度中には汚泥濃縮設備、汚泥脱臭設備が完了をいたしますので、12億5,069万6,000円、90.3%の進捗が見込みとなっているところでもあります。

○6番（立石幸徳） 今言ったその契約済みと実行済み、その点もう一回ちょっときちっと繰り返していただけますか。

○水道課長（上園秀人） 契約済みにつきましては、計画が23億0,814万4,000円の計画に対し、契約済みは13億8,549万6,000円、出来高として4億6,570万7,000円、33.6%の進捗見込みとなっているところです。

○6番（立石幸徳） そうしますと、事業計画には23億円があるけど、契約を済ませたのは、工事済みも含めて13億円、残り10億円については未契約ということでしょうか。

○水道課長（上園秀人） このものにつきましては、事業等、先ほど説明したような状況の中で遅れておりますので、現段階で契約をしております。令和7年度に受変電設備の改築工事等を予定しておりますけれども、こういったものも計画に入っていたと、ずれが生じているということで御理解いただければと思います。

○6番（立石幸徳） ずれが生じているのは資料だけでも分かるんですよ。要は、私が一番気にしているのは、さっきの水道もそうなんですけど、事業がどんどんずれ込んで遅れていくことで、事業費、経費に与える影響はどうかと。まだ契約していないわけでしょう。

この契約に当たって、さっきも言った一番県内でいい例が県の体育館ですよ。遅れて遅れていくたびに事業費は上がる。中身はもうちょっと縮小しないと駄目だと、そういう状況が発生するんじゃないかと、そこを懸念しているわけですよ。まだ10億円はやることは分かっているけども未契約ですからね。その辺についてはどのようなことを考えておられるんですか。

○水道課長（上園秀人） この事業の遅れですけれども、先ほども少し述べましたけれども、国の防災安全交付金等を活用した事業ということになります。予算がつかないこと、また、事業団等に委託をしている関係の中で、事業の平準化と申しますか、そういったものも想定をして、このコロナ禍の状況の中の遅れ、この社会状況が変化したことの遅れについては、少し事業が一、二年遅れてきていることは、少しやむを得ないといえますか、そういったふうに認識はしているところでございます。

○6番（立石幸徳） 事業が当初見込んだ計画の見込額より上がっていくということになれば、当然、下水道事業の経営にも見直しをしなければならぬ。

昨年、料金値上げをして、本年度値上げできているけど、これも一応経過措置もあるわけなんですけど、そうしていく中で、事業費ってどっか財源が天から降ってくるわけでもないですからね。

事業債か、あるいは料金の回収。料金の面については、今年6年度ずっと値上げという形で来ているんですけど、その面での料金収入はどういう状況になっているんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 令和6年度の使用料につきましては、まず有収水量につきましては、前年度より1.5%ほど下がっている状況でございます。そして、使用料につきましては、6年度の料金改定がありましたので、5年度と比較したときに、これは今年の1月末現在の数字ですけど、9.7%ほど増えていると。全体では14.99%増加しているところでございます。

それで、使用料単価は、全体で16.75%、前年度より増加しております、これが料金改定の際、目標としていた15.7%を上回っている数字が1月末現在の状況になっております。

○6番（立石幸徳） それから私も一般質問ではただちょっとだけ触れたんですけど、この下水道事業の老朽化対策ですよ、下水道管。

今まだ埼玉の道路陥没のトラック運転手もどうなっているという、もう数か月前の状況がまだ結果も出ていない。それから最近、私、場所を度忘れしましたが、下水道管に入っていて、いわゆる中毒というか3人ぐらい死亡したと。

この下水道管をめぐって、いろんな老朽化対策、あるいはいろんな安全対策は、私はもう緊急を要することがたくさん出てきていると思うんですよ。当然、対策をするとすると、いろいろ事業費が伴ってくるわけですよ。

まず本会議でも一応は答弁いただきましたけど、本市も何といたっても下水道管の耐用年数、一般的には50年耐用年数を下水道管理では10年早めて40年耐用年数だというのが言われているので、本市の場合はちょうどそれに当たるわけですよ。このチェックはどうなっているんですかね。

○水道課長（上園秀人） 今、委員がおっしゃったその耐用年数については、下水道管については50年が法定耐用年数、水道管については40年が法定耐用年数となっているところです。

ただ、私が本会議で一般質問の答弁をしましたがけれども、腐食が起こると言われているのが敷設から30年を経過したコンクリート製のヒューム管であるということで御理解いただければと思います。

本会議でも説明いたしましたけれども、現在、私どもでやっているのは、ストックマネジメント計画に基づいた点検の実施を平成28年と29年の2年間で4,600メートルを行っており、そのうちの敷設後30年を経過したヒューム管の3キロについては、テレビカメラも挿入して詳細な調査も行っております。その結果、更生工事を必要とする管は7スパンの378メートル、マンホールが63か所選定をして、現在、国の補助事業を活用した改築を行っているということになります。

進捗につきましては、管渠更生の補助について、つきにくいというのが1点であります。また、本市においては処理場の改築を優先的に進めているということもございまして、管渠の更生工事は現在138.5メートル、マンホール16か所、蓋を97枚更新しているところでございます。

○6番（立石幸徳） 私は法定耐用年数もさることながら、要するに、地球温暖化の高熱の状況が続くと、下水道管の中の下水温度が当然、温度が上がってきて、硫化水素発生ということで腐食、損傷が早まるという、下水道管もその法定が50年だからまだ来ていませんということ言ったつもりはないですけど、もうぎりぎりのところに来ているわけですよ、本市の下水道管も。

そういう意味で、きているだけで終わる話じゃなくて、その対策ですよ、要は。そして、市民に、しっかりしたチェック、それから対策をやっているから、本市の下水道管は道路陥没が起こるようなことはあり得ないとか、いろんな形で広報というか、ちゃんと市民の皆さんが安心してできるように持続していく下水道事業という形で、しっかりお知らせいただきたいと思うんですよ。お知らせできるようなことをしているのかと、そこを確認しているんですよ。

○水道課長（上園秀人） 今の御指摘については、料金改定の際に、令和5年5月、下水道の今、ということで管渠の状況について説明をするとともに、下水の腐食が起こり得ると仮定される油類を直接下水に流さないでくださいとか、そのような広報活動をやってはいますがけれども、今回この埼玉県の事故等も踏まえまして、新年度に向けて、そのような広報等についても重点的にやっていきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 例えば、県内ですからね、鹿児島市の対応、これ2月18日に報道がありましたけど、鹿児島市は、2月17日、埼玉の道路陥没事故を受けて、下水道管を点検し、異常は確認されなかったと発表したと。点検は2月5日から7日の3日間とこういう形で詳細に、行政の対応を報道までいかなくても、市民の皆さんに報告して、口径2メートル以上で硫化水素濃度の高い6か所で実施とかですね、本市は2メートル以上はないって言うんですけども、それを目視やカメラで調べた。そして、市では、引き続き通常点検で異常がないか対応していくと。きちっと市民向けに行政がやっている対応を、これは新聞報道ですよ、そういう形で、新聞に載せという意味じゃないですよ、枕崎の。いろんな形ではっきり市民に知らしめるべきだと思いますよ。でないと、またいずれ埼玉の下水道管に落ちているトラック、あるいは運転手がどうなって

いるか分かりませんが、そういったものが、またいろんな形でその状況がこうでございましたとなりますと、また国民は注目するわけですから、当然、我が市の下水道管はどうなんだと考えますよ。

そういう意味で、しっかりした対応をされてやったことを市民にしっかり発表していただきたい、お知らせをいただきたい。これをお願いしたいわけです。

○水道課長（上園秀人） 今の御指摘につきましては、毎年、場所を決めておおむね5年に1回の点検を含めて清掃、点検、目視点検をやっているところでございます。この埼玉の1月末の事故を受けまして、KYT鹿児島放送が枕崎市の状況はどうなんだろうかと取材に来ております。夕方のニュース等におきましては、映像を用いて、この管渠の更生前と管渠が更生したらこうなるんですよというような説明と、今申し上げましたように、本市の下水道は5年に1回の点検を毎年、場所を決めてやっているんだということで放送もされているところでございます。今後また、そのようなことも広報等を通じて進めていきたいと考えているところです。

○9番（禰占通男） 先ほどありました汚泥の関係で、トン当たり870円、近くで処分した場合ですね。そうした場合、産廃の汚泥の扱いはどうなるんですか。

○水道課長（上園秀人） 下水汚泥については産業廃棄物のリサイクル委託ということで、市内の運搬の許可を得ている事業所に供用開始以来、お願いをして、産業廃棄物として排出しているところです。

○9番（禰占通男） そうすると、産業廃棄物を、簡単に言えば譲渡、それとも売るので、どうなるんですか。

○水道課長（上園秀人） 先ほど、費用のことを申しましたけれども、1万2,000円から3万円の中で処分を委託していると。かつ、運搬経費も発生しているということで、これが今までは1億円を超えている予算となっているということでございます。

○9番（禰占通男） 以前、課長にも私はちょっと伺いましたけど、産廃だからただじゃないんですかって言ったら、産廃だからそれはできないよということだったんですよ。だから私が聞いているのは、産廃としての処分になるのか、譲渡になるのかということですよ。

○水道課長（上園秀人） 産業廃棄物の汚泥のリサイクル委託ということで、産業廃棄物の処分の許可を得ている事業所でしか処分が行えないということになります。その分に処分の費用、処理委託として費用が発生しているということでもあります。

○9番（禰占通男） 私が以前質問したのはその逆なんですよ。要らないものだからただであげていいんじゃないですかということだった、実際言ったら。

○水道課長（上園秀人） 要らないものですが、処分先においては、処分に係る費用であるとか、そういったものが多々発生をするわけでありますので、そこは、その費用が発生するというのが当たり前といいますか、そうだと考えているところでもあります。

○9番（禰占通男） 私も堆肥を作っているところで、実際私の目の前で搬送してきたものを、あれはただだったの、お金払ったのって聞いたら、お金払いましたということだったわけね。

ほかに使い道はあるんだけど、そういうたんぱく質系統を堆肥の原料に降りかける、混ぜる、そうすると発酵が早くなっていい堆肥ができると。そりゃあほかの成分が入るから、肥料としての分量をするには必要なわけですよ。だからそのとき、12月の値上げする前に伺ったんですよ。私の聞いたのはそこだったんだけど、課長の答弁は、当然、料金は発生しますと私は解釈したものですから改めて聞いているんですよ。それだったらいいですよ。

○水道課長（上園秀人） 産業廃棄物として処分をしていただくことから、料金は発生するということになります。

○9番（禰占通男） こちらから払うということですよ。

○水道課長（上園秀人） そのとおりでございます。

○9番（禰占通男） 私はそのことを聞きたかった。

○6番（立石幸徳） 汚泥のごみ焼却施設への、かつては内鍋でしたけど、今金峰のほうへの助燃剤としての活用、これは本市はもう全然やっておられないんですか。

○水道課長（上園秀人） 平成30年頃に本市の汚泥の特性から、この処分をしていただける事業者が限られてきてまして、そのときに3,000万円程度だった処分費が一挙に1億円近くになった経緯があります。

これは1トン当たり5万円でやむなく焼却処分をしたという経緯がございますけれども、こういった中で、汚泥を焼却できないかということで、衛生管理組合等にも相談をしたところ、本市の汚泥については、臭いが強く、焼却がしにくく、処分できる施設ではないということの回答を得て、そこについては諦めて断念をして、別な方法策を考えていかざるを得なかったということになっております。

○6番（立石幸徳） 今、広域でやっているアクアセンター万之瀬という南さつま市にあるし尿センターの汚泥は助燃剤としての対応が幾らかあるみたいなんですね。

そこには助燃剤として納入した場合には、厚労省ですか、国にも助成があるんじゃないですか。それは確認してないですか。

○水道課長（上園秀人） そのものについてちょっと確認はしておりませんが、そのときに本市の汚泥についても受け入れていただけないかと、処理していただけないかということについては働きかけをして、含水率がアクアセンター万之瀬とすると高い、脱水機の形態が違うものですから、私の記憶で70%台だったと記憶しておりますけれども、本市は83%で含水率が高い、あるいは先ほど来申しておりますように臭気が強いということで、これは受入れができないということで伺っているところであります。

○9番（禰占通男） 下水道の予算書31ページのこの一覧の一番下の委託料の2,100万円、これが昨年度より1,000万円増えているんですけど、これどういった経緯でこうなっているんですかね。

○水道課参事（今給黎仁） ここの委託料が増加したのは、7年度において下水道事業計画変更業務の委託料を新たに予算化したものです。これが1,047万8,000円になっております。

公共下水道を設置しようとする場合、あらかじめ政令で定めることにより、事業計画を策定しなければならないということになっておりまして、この事業計画については、長い計画を定めても計画内容の実効性が低くなるため、優先度の高い区域における、おおむね5年から7年の間に、財政執行能力等の点で整備可能な内容について策定することとなっております。

前回は令和2年度に、令和3年度から令和7年度までの計画を策定しておりましたので、今回令和8年度から12年度までの計画変更を策定するための委託料が増加しているということです。

○9番（禰占通男） 毎年1,000万円上がるということですか。

○水道課参事（今給黎仁） この計画を7年度にするということで、1,120万円増加しておりますので、この新たな13年度以降の計画については、改めて予算化する形になりますので、今年度のみこの金額が上がったということになります。

○9番（禰占通男） 今年度のみ、結局これしないと欠損するの、どうするの。

○水道課参事（今給黎仁） これの作成につきましては、補助事業に関わる条件等々になっておりますので、そういうことでこれだけの予算を上げているところでございます。

○9番（禰占通男） それと7年度のみということは、来年度はまた下がるということ。

○水道課参事（今給黎仁） この委託料につきましては、来年度は含まれないというか、減額となります。

○9番（禰占通男） 簡単に言えば、水道料金と下水道料金の検針は一緒ですよ。もう下水道の検針がないわけですから。そうすると、水道と下水道で2分の1ずつしたほうがいいんじゃないですか。違うんですか。

○水道課参事（今給黎仁） この委託料が増加した理由につきましては、事業計画の変更業務の委託料を新たに予算化しましたということです。

○水道課長（上園秀人） この予算の中には、水道検針業務委託、受益者負担金システムの保守委託、給与費の業務委託、公共下水道事業の計画業務委託、水道水質料金改定に伴う上下水道システムの改修委託料が含まれておりまして、この代表的なものを水道検針委託等と書いてあるということです。

それで、この水道検針業務委託は、およそ1,056万円ありますけれども、水道事業への委託料を払っているということになります。

○9番（禰占通男） 私としては検針等とそこに入れてもらいたかったけど、いろいろな業務がある中で、これだったら、検針に何でそんなにお金がかかるのって、私だけなのか分からないけど、私はそう感じたから質疑したんですよ。

○水道課長（上園秀人） 先ほど6番委員からの御意見がありました南薩地区の新クリーンセンターへの下水道脱水汚泥の受入れにつきましては、平成29年5月19日付で、本市の下水道から南薩地区衛生管理組合に受け入れてくださいと申入れをしているところでございます。

そのものにつきましては、現在、下水道で汚泥を受け入れるには施設への影響が大きいということもございまして、計画中的新クリーンセンターはそのような施設ではないということで、受入れできないという回答をいただいているところでございます。

○6番（立石幸徳） 丁寧な説明をいただきましたので、あえてまた言いますが、私も組合議会議員の一人として、アクアセンター万之瀬の汚泥も今回予定されている新しい国産肥料の事業者が万之瀬の汚泥も活用したいという意向があったらいいんですよ。

万之瀬のほうとしては、今、万之瀬の汚泥をE C Oの柱に助燃剤として出している中で、今さっき私が言った国庫補助がついているわけですよ。その補助を外すというか、その辺が可能であれば検討したいという段階で終わっているはずなんですよ。

ですから、助燃剤との関係を確認したところですよ。別に答弁はいりませんよ。

○2番（下竹芳郎） この資料1の裏面のこのマンホール更新工事があって、18か所の工事があるんですよ。これは蓋を変える工事なんですか。

○水道課主幹兼施設係長（山崎弘人） この工事は蓋の取替え、それから、蓋の下に斜壁というものがありまして、1.5メートル以上の深さがあるマンホールは斜壁まで交換をすることになっております。

○2番（下竹芳郎） これは年次更新する、それとも不具合があったんで更新する、それはどうなっていますか。

○水道課主幹兼施設係長（山崎弘人） 年間の清掃点検で不具合が見つかった部分、それから、道路の改良工事等がある部分につきましては、古いマンホールの蓋であれば取り替えております。

○2番（下竹芳郎） 枕崎にはご当地マンホールが2か所、駅の近くとお魚センター近くにありますがよ。今そういうマニアの方がいらっしゃって写真を撮りまくっている人もいますよ。写真を撮るときに、駅を撮ったり、お魚センターを撮ったりすると、被写体とマンホールの位置が反対向きだとか言った人がいたんですよ。指宿はちゃんと被写体と位置を合わせるといんですけど、その向きは変えられないんですか。

○水道課主幹兼施設係長（山崎弘人） 向きはマンホールの下にタラップのはしごがついているんですけども、蓋にも、一本目のタラップがついているから、同じ並びに蓋の向きをしないといけないものですから、蓋だけを変えるのは難しいところであります。

○2番（下竹芳郎） もし今からそういうことをやる時は被写体と合わせて造るようにお願いします。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたし

ます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第22号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

令和7年度当初予算の審査の結果については、3月26日の最終本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

また、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告については、申合せのとおりといたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後3時45分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長 上 迫 正 幸